

包括外部監査結果報告書

令和 4 年度

松 江 市

松江市包括外部監査人

弁護士 大西 智之

目次

I. 総論	1
第1章 包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件（テーマ）	1
第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第4 監査対象期間	2
第5 監査の方法	2
1 監査の視点	2
2 主な監査手続	2
3 監査の対象	3
第6 監査の実施期間.....	6
第7 監査従事者	6
第8 利害関係.....	6
第2章 監査対象の概要.....	7
第1 松江市の歳入歳出の状況.....	7
第2 松江市の基金に関する総額	7

第3 松江市の財政の健全性について	8
1 健全化判断比率.....	8
2 松江市中期財政見通し	9
第3章 松江市ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）	10
第1 ふるさと納税	10
1 ふるさと納税制度の概要.....	10
2 松江市におけるふるさと納税（松江市ふるさとづくり寄附金）	10
第2 松江市におけるふるさと納税の概要	11
1 近年の寄附の推移（件数、寄附総額）	11
2 令和3年度における寄附の具体的状況	12
II. 監査の結果	14
第1章 基金の管理及び運用状況.....	14
第1 基本方針	14
第2 公金の保全策	14
第3 公金の管理運用.....	15
第4 体制	17
第5 基金の繰替運用.....	17
第6 運用収入と利回りの推移.....	19

第 7 監査の結果及び意見	21
1 出納室の体制強化【意見】	21
2 運用の検討【意見】	22
第 2 章 松江市財政調整基金	25
第 1 基金の概要	25
第 2 基金の方針等	25
第 3 基金残高の推移	26
第 4 監査の結果	27
1 区分した管理の必要性の検討【意見】	27
第 3 章 松江市減債基金	30
第 1 基金の概要	30
第 2 基金の方針等	30
第 3 基金残高の推移	32
第 4 監査の結果	32
第 4 章 松江市庁舎建設基金	33
第 1 基金の概要	33
第 2 基金の方針等	33
第 3 基金残高の推移	35

第4 章	監査の結果	35
1	基金の計画的積立【意見】	35
2	基金設置目的との整合性の検討【意見】	36
第5 章	松江市廃棄物処理施設整備基金	38
第1	基金の概要	38
第2	基金の方針等	38
第3	基金残高の推移	41
第4	監査の結果	41
第6 章	松江市文化振興基金	42
第1	基金の概要	42
第2	基金の方針等	42
第3	基金残高の推移	43
第4	監査の結果	44
1	積立計画の策定【意見】	44
第7 章	松江市地域活性化基金	47
第1	基金の概要	47
第2	基金の方針等	47
第3	基金残高の推移	48

第 4 監査の結果	48
第 8 章 松江市公共用施設維持基金	49
第 1 基金の概要	49
第 2 基金の方針等	49
第 3 基金残高の推移	51
第 4 監査の結果	51
1 廃止の検討【指摘】	51
第 9 章 松江市福祉事業推進基金	53
第 1 基金の概要	53
第 2 基金の方針等	53
第 3 基金残高の推移	55
第 4 監査の結果	55
1 有効活用の検討【意見】	55
第 10 章 松江市ふれあい福祉基金	57
第 1 基金の概要	57
第 2 基金の方針等	57
第 3 基金残高の推移	58
第 4 監査の結果	58

第11章 松江市農業振興事業基金	59
第1 基金の概要	59
第2 基金の方針等	59
第3 基金残高の推移	60
第4 監査の結果	60
1 将来的な運営経費の原資の検討【意見】	60
第12章 松江市スポーツ振興基金	62
第1 基金の概要	62
第2 基金の方針等	62
第3 基金残高の推移	64
第4 監査の結果	64
1 処分方針と積立目標額の再設定【意見】	64
2 具体的な処分計画の策定【意見】	65
3 基金の必要性の再検討【意見】	66
第13章 松江市防災調整池維持基金	67
第1 基金の概要	67
第2 基金の方針等	67
第3 基金残高の推移	68

第4 監査の結果	68
1 中長期的な原資の確保及び積立計画の策定【意見】	68
2 防災調整池の移管基準の再検討【意見】	69
第14章 松江市職員退職積立基金	71
第1 基金の概要	71
第2 基金の方針等	71
第3 基金残高の推移	72
第4 監査の結果	72
1 廃止の検討【指摘】	72
第15章 ふるさと松江だんだん基金	74
第1 基金の概要	74
第2 基金の方針等	74
第3 基金残高の推移	75
第4 直近5か年の基金取崩額の内訳	76
第5 監査の結果	81
1 寄附者の意向に沿った事業への積極的な基金の活用【意見】	81
第16章 松江歴史館維持補修基金	83
第1 基金の概要	83

第 2 基金の方針等	83
第 3 基金残高の推移.....	84
第 4 監査の結果	84
1 廃止の検討【意見】	84
第 17 章 明々庵及び赤山茶道会館維持管理基金.....	86
第 1 基金の概要	86
第 2 基金の方針等	86
第 3 基金残高の推移.....	87
第 4 監査の結果	87
1 積立計画の策定【意見】	87
第 18 章 松江市地域振興基金	89
第 1 基金の概要	89
第 2 基金の方針等	89
第 3 基金残高の推移.....	90
第 4 監査の結果	90
第 19 章 松江市環境創造・子ども未来基金	91
第 1 基金の概要	91
第 2 基金の方針等	91

第3 基金残高の推移.....	93
第4 監査の結果.....	93
1 基金の必要性に応じた廃止の検討【意見】	93
第20章 松江市防災行政無線維持補修基金	95
第1 基金の概要	95
第2 基金の方針等	95
第3 基金残高の推移.....	97
第4 監査の結果.....	97
第21章 松江市歴史まちづくり基金	98
第1 基金の概要	98
第2 基金の方針等	98
第3 基金残高の推移.....	100
第4 監査の結果.....	100
第22章 松江の林業振興と豊かな森づくり基金	101
第1 基金の概要	101
第2 基金の方針等	101
第3 基金残高の推移.....	103
第4 監査の結果.....	103

第23章 鹿島地域振興基金	104
第1 基金の概要	104
第2 基金の方針等	104
第3 基金残高の推移	106
第4 監査の結果	106
第24章 恵雲漁業開発基金	107
第1 基金の概要	107
第2 基金の方針等	107
第3 基金残高の推移	108
第4 監査の結果	108
1 廃止の検討【指摘】	108
第25章 片句開発基金	110
第1 基金の概要	110
第2 基金の方針等	110
第3 基金残高の推移	111
第4 監査の結果	111
第26章 御津開発基金	112
第1 基金の概要	112

第2 基金の方針等	112
第3 基金残高の推移.....	113
第4 監査の結果	113
1 廃止の検討【指摘】	113
第27章 片句漁業開発基金	115
第1 基金の概要	115
第2 基金の方針等	115
第3 基金残高の推移.....	116
第4 監査の結果	116
1 廃止の検討【指摘】	116
第28章 御津漁業開発基金	118
第1 基金の概要	118
第2 基金の方針等	118
第3 基金残高の推移.....	119
第4 監査の結果	119
1 廃止の検討【指摘】	119
第29章 鹿島公共用施設維持基金	121
第1 基金の概要	121

第 2 基金の方針等	121
第 3 基金残高の推移.....	122
第 4 監査の結果	122
第 3 0 章 鹿島農業支援施設維持補修基金	123
第 1 基金の概要	123
第 2 基金の方針等	123
第 3 基金残高の推移.....	124
第 4 監査の結果	125
第 3 1 章 鹿島温泉施設維持運営基金	126
第 1 基金の概要	126
第 2 基金の方針等	126
第 3 基金残高の推移.....	127
第 4 監査の結果	127
1 廃止の検討【指摘】	127
第 3 2 章 鹿島公用施設維持補修基金.....	129
第 1 基金の概要	129
第 2 基金の方針等	129
第 3 基金残高の推移.....	130

第4 監査の結果	130
第33章 鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金	131
第1 基金の概要	131
第2 基金の方針等	131
第3 基金残高の推移	132
第4 監査の結果	132
第34章 鹿島・島根栽培漁業振興施設整備運営事業種苗放流等推進基金 ..	133
第1 基金の概要	133
第2 基金の方針等	133
第3 基金残高の推移	135
第4 監査の結果	135
第35章 鹿島・島根栽培漁業振興センター施設管理運営基金	136
第1 基金の概要	136
第2 基金の方針等	136
第3 基金残高の推移	138
第4 監査の結果	138
1 管理運営計画の策定と積立目標額の設定【意見】	138
第36章 鹿島公共用施設維持修繕基金	140

第1 基金の概要	140
第2 基金の方針等	140
第3 基金残高の推移	141
第4 監査の結果	141
第37章 松江市鹿島マリーナ施設維持修繕基金	142
第1 基金の概要	142
第2 基金の方針等	142
第3 基金残高の推移	144
第4 監査の結果	144
1 施設の維持修繕等の計画及び積立計画の策定【意見】	144
第38章 島根教育振興基金	146
第1 基金の概要	146
第2 基金の方針等	146
第3 基金残高の推移	147
第4 監査の結果	147
1 基金の必要性の再検討【意見】	147
第39章 島根公用施設維持基金	149
第1 基金の概要	149

第2 基金の方針等	149
第3 基金残高の推移.....	150
第4 監査の結果	150
第40章 島根発電用施設周辺地域振興基金	151
第1 基金の概要	151
第2 基金の方針等	151
第3 基金残高の推移.....	152
第4 監査の結果	152
1 廃止の検討【指摘】	152
第41章 島根電源地域振興整備基金	154
第1 基金の概要	154
第2 基金の方針等	154
第3 基金残高の推移.....	155
第4 監査の結果	155
1 中長期的な計画の検討【意見】	155
第42章 島根人材育成基金	156
第1 基金の概要	156
第2 基金の方針等	156

第3 基金残高の推移.....	157
第4 監査の結果.....	157
1 有効活用策又は廃止の検討【意見】	157
第4 3章 島根総合サイン整備基金	159
第1 基金の概要	159
第2 基金の方針等	159
第3 基金残高の推移.....	160
第4 監査の結果	160
1 廃止の検討【指摘】	160
第4 4章 多古鼻公園施設維持運営基金.....	162
第1 基金の概要	162
第2 基金の方針等	162
第3 基金残高の推移.....	163
第4 監査の結果	163
1 廃止の検討【指摘】	163
第4 5章 チェリーロードさくら公園維持管理基金	165
第1 基金の概要	165
第2 基金の方針等	165

第3 基金残高の推移.....	166
第4 監査の結果.....	166
第4 6章 美保関ふるさとづくり基金	167
第1 基金の概要	167
第2 基金の方針等	167
第3 基金残高の推移.....	169
第4 監査の結果	169
第4 7章 美保関定住拠点建設基金	170
第1 基金の概要	170
第2 基金の方針等	170
第3 基金残高の推移.....	172
第4 監査の結果	172
第4 8章 八雲公共施設整備基金.....	173
第1 基金の概要	173
第2 基金の方針等	173
第3 基金残高の推移.....	174
第4 監査の結果	174
第4 9章 玉湯公共施設等整備基金	175

第 1 基金の概要	175
第 2 基金の方針等	175
第 3 基金残高の推移.....	176
第 4 監査の結果	176
第 5 0 章 玉湯ふるさと創生基金.....	177
第 1 基金の概要	177
第 2 基金の方針等	177
第 3 基金残高の推移.....	178
第 4 監査の結果	179
1 中長期的な積立計画の策定【意見】	179
第 5 1 章 宍道文化施設等整備基金	180
第 1 基金の概要	180
第 2 基金の方針等	180
第 3 基金残高の推移.....	182
第 4 監査の結果	182
第 5 2 章 東出雲地域づくり事業基金	183
第 1 基金の概要	183
第 2 基金の方針等	183

第3 基金残高の推移.....	184
第4 監査の結果.....	184
1 本基金の使途又は廃止の検討【意見】	184
第5 3章 松江市土地開発基金	186
第1 基金の概要	186
第2 基金の方針等	186
第3 基金残高の推移.....	187
第4 監査の結果.....	188
1 現金残高の有効活用の検討【意見】	188
2 長期保有財産の有効活用の検討【意見】	188
3 適宜の評価額の検討【意見】	189
第5 4章 松江市育英基金.....	191
第1 基金の概要	191
第2 基金の方針等	191
第3 基金残高の推移.....	192
第4 松江市ふるさと奨学金	193
第5 監査の結果	197
第5 5章 松江市国民健康保険財政調整基金	198

第 1 基金の概要	198
第 2 基金の方針等	198
第 3 基金残高の推移.....	200
第 4 監査の結果	200
1 最低積立額に関する指針等の定め【意見】	200
第 5 6 章 宍道国民健康保険診療施設事業基金	202
第 1 基金の概要	202
第 2 基金の方針等	202
第 3 基金残高の推移.....	204
第 4 監査の結果	204
1 診療施設の修繕計画及び基金の積立計画を策定【意見】	204
第 5 7 章 松江市介護保険事業財政調整基金	206
第 1 基金の概要	206
第 2 基金の方針等	206
第 3 基金残高の推移.....	207
第 4 監査の結果	208
1 最低積立額に関する指針等の定め【意見】	208
第 5 8 章 鹿島佐太財産区基金	210

第 1 基金の概要	210
第 2 基金の方針等	210
第 3 基金残高の推移.....	211
第 4 監査の結果	211
1 長期的な計画の検討【意見】	211
第 5 9 章 鹿島恵曇財産区基金	213
第 1 基金の概要	213
第 2 基金の方針等	213
第 3 基金残高の推移.....	214
第 4 監査の結果	214
第 6 0 章 鹿島講武財産区基金	215
第 1 基金の概要	215
第 2 基金の方針等	215
第 3 基金残高の推移.....	216
第 4 監査の結果	216
1 長期的な計画の検討【意見】	216
第 6 1 章 鹿島御津財産区基金	218
第 1 基金の概要	218

第2 基金の方針等	218
第3 基金残高の推移.....	219
第4 監査の結果	219
1 長期的な計画の検討【意見】	219
III 総括	221
指摘及び意見一覧表	222
第1 はじめに	222
第2 一覧表	222

I .総論

第1章 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

基金の管理と運用に関する事務の執行について

第3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

地方公共団体の基金については、地方自治法第241条により、条例に基づき積立、保管、運用等が適切に執行され、その設置目的に沿った事業が適切に遂行されることが求められている。

松江市の令和3年度末における基金数は62基金であり、その残高総額は18,190,430,441円である。

令和3年度中期財政見通しにおいては、新型コロナウィルス感染症の影響などにより、引き続き一般財源の減少が見込まれ、新型コロナウィルス感染症対策等のため、令和2年度に財政調整基金の多額の取崩しを行っており、今後の災害や突発的な財源不足に備えるため、財政調整基金・減債基金の確保が必要であるとされている。

このような松江市の財政状況の中、特定の目的のために資金を積立てた基金は、持続可能な財政運営の観点から、効果的かつ効率的な運用が求められる。

そのため、松江市の基金に係る事務及び関連する事業の執行の有効性、効率性、経済性及び合規性について監査することには意義がある。また、松江市の包括外部監査においては、これまで、基金に関する事務の執行が対象となったことはない。

そこで、基金の管理と運用に関する事務の執行について、総合的な検証を行うことは有用と考え、令和4年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）とした。

第4 監査対象期間

令和3年度。但し、必要がある場合は、同年度以外の年度も対象とする。

第5 監査の方法

1 監査の視点

基金の管理と運用に関する事務の執行は、設置目的やその原資との関係で、適切に管理運用される必要があり、また、当該基金が効率的かつ有効に活用される必要がある。

そこで、監査の視点として、以下の2つを設置した。

(1) 基金の管理と運用に関する事務の合規性

基金の管理と運用に関する事が、法律、条例、規則等に従って適切に行われているか。

(2) 基金の管理と運用に関する事務の経済性、効率性及び有効性

基金の管理と運用に関する事が、経済的、効率的及び有効に行われているか。

2 主な監査手続

松江市における基金の管理と運用に関する事務の執行について、合規性並びに経済性、効率性及び有効性の観点から監査するため、各基金の所管課及び基金の一括運用を行う出納室に対する口頭及び書面によるヒアリングを行うとともに、関連資料やデータの提供を受け、監査を実施した。

3 監査の対象

松江市においては、令和3年度現在、基金数は62基金である。そのうち、松江市役所本庁以外の課の管理する基金を除いた60基金を監査対象とした。
監査の対象とした所管課、基金は以下の通りである。

No.	基金名	所管課
1	松江市財政調整基金	財政課
2	松江市減債基金	財政課
3	松江市庁舎建設基金	新庁舎整備課
4	松江市廃棄物処理施設整備基金	施設管理課
5	松江市文化振興基金	文化振興課 松江歴史館 生涯学習課
6	松江市地域活性化基金	政策企画課
7	松江市公用施設維持基金	生涯学習課
8	松江市福祉事業推進基金	健康福祉総務課 子育て政策課
9	松江市ふれあい福祉基金	健康福祉総務課
10	松江市農業振興事業基金	農政課
11	松江市スポーツ振興基金	スポーツ課
12	松江市防災調整池維持基金	建設総務課
13	松江市職員退職積立基金	人事課
14	ふるさと松江だんだん基金	商工企画課
15	松江歴史館維持補修基金	松江歴史館
16	明々庵及び赤山茶道会館維持管理基金	文化振興課
17	松江市地域振興基金	財政課

18	松江市環境創造・子ども未来基金	環境エネルギー課
19	松江市防災行政無線維持補修基金	防災危機管理課
20	松江市歴史まちづくり基金	文化財課 松江城・史料調査課
21	松江の林業振興と豊かな森づくり基金	農林基盤整備課
22	鹿島地域振興基金	政策企画課
23	恵曇漁業開発基金（鹿島開発基金）	水産振興課
24	片句開発基金（鹿島開発基金）	市民生活相談課
25	御津開発基金（鹿島開発基金）	市民生活相談課
26	片句漁業開発基金（鹿島開発基金）	水産振興課
27	御津漁業開発基金（鹿島開発基金）	水産振興課
28	鹿島公用施設維持基金	政策企画課
29	鹿島農業支援施設維持補修基金	農政課
30	鹿島温泉施設維持運営基金	観光施設課
31	鹿島公用施設維持補修基金	政策企画課
32	鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金	水産振興課
33	鹿島・島根栽培漁業振興施設整備運営事業種苗放流等推進基金	水産振興課
34	鹿島・島根栽培漁業振興センター施設管理運営基金	水産振興課
35	鹿島公用施設維持修繕基金	政策企画課
36	松江市鹿島マリーナ施設維持修繕基金	河川課
37	島根教育振興基金	学校管理課
38	島根公用施設維持基金	政策企画課
39	島根発電用施設周辺地域振興基金	政策企画課
40	島根電源地域振興整備基金	政策企画課

41	島根人材育成基金	S D G s 推進課
42	島根総合サイン整備基金	観光施設課
43	多古鼻公園施設維持運営基金	観光施設課
44	チェリーロードさくら公園維持管理基金	観光施設課
45	美保関ふるさとづくり基金	S D G s 推進課
46	美保関定住拠点建設基金	都市政策課
47	八雲公共施設整備基金	資産経営課
48	玉湯公共施設等整備基金	S D G s 推進課
49	玉湯ふるさと創生基金	S D G s 推進課 観光施設課
50	宍道文化施設等整備基金	生涯学習課
51	東出雲地域づくり事業基金	S D G s 推進課
52	松江市土地開発基金	資産経営課
53	松江市育英基金	教育総務課
54	松江市国民健康保険財政調整基金	保険年金課
55	宍道国民健康保険診療施設事業基金	保険年金課
56	松江市介護保険事業財政調整基金	介護保険課
57	鹿島佐太財産区基金	資産経営課
58	鹿島恵曇財産区基金	資産経営課
59	鹿島講武財産区基金	資産経営課
60	鹿島御津財産区基金	資産経営課

第6 監査の実施期間

令和4年6月20日～令和5年2月28日

第7 監査従事者

包括外部監査人 大西 智之（弁護士）

同補助者 遠藤 郁哉（弁護士）

同補助者 伊中 裕輔（弁護士）

第8 利害関係

選定した特定の事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に定める利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 松江市の歳入歳出の状況

松江市の直近3か年の一般会計の歳入歳出の年次推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳入決算額	110,924,880	128,014,657	101,837,916
歳出決算額	107,910,499	125,194,855	100,337,960
歳入歳出差引	3,014,381	2,819,802	1,499,956
翌年度へ繰越すべき財源	568,888	361,174	180,070
実質収支	2,445,493	2,458,628	1,319,886

第2 松江市の基金に関する総額

松江市における基金の残高総額の年次推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	令和元年度
基金残高総額	18,190,430	17,011,249	18,030,881

第3 松江市の財政の健全性について

1 健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めている。

地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率。

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額参入額を控除した額。）に対する比率。

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えると、「財政健全化団体」として財政健全化計画を策定し、自主的に財政の健全化に取り組むこと

になり、財政再生基準を超えると、「財政再生団体」として、国の監督のもと、財政再建を目指すこととなる。

松江市の過去5年間の各指標は、次のとおりである。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
H 2 9	—	—	14.6%	108.8%
H 3 0	—	—	13.9%	90.8%
R 1	—	—	12.5%	83.6%
R 2	—	—	11.2%	76.8%
R 3	—	—	10.4%	66.9%

早期健全化基準	11.25%	16.25%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は実質赤字が発生していないため、算出されない。各指標は、「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を超えていない。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」は、ともに下降傾向にある。

2 松江市中期財政見通し

令和3年10月策定の「松江市中期財政見通し」の「目標」では、「財政健全化指標の改善」として「令和7年度：実質公債費比率10%，将来負担比率75%」、「地方債残高の減少」として「令和8年度：概ね残高1,000億円」、「一定規模の普通建設事業費の確保」、「財政調整・減債基金総額の確保」として「令和5年：概ね55億円」が挙げられている。「将来負担比率については、令和3年7月大雨災害などの影響により、令和4年～6年で一時的に目標値を上回る推計である。ただし、今年度から、継続して健全化に取り組むことにより令和7年度には目標を達成する見込みである。」とされている。

第3章 松江市ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）

第1 ふるさと納税

1 ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税とは、自分の選択した自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度である（地方税法第37条の2、第314条の7、所得税法第78条）。

控除を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がある。ただし、平成27年4月1日以降、確定申告の不要な給与所得者等については、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合に限り、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が実施されている（総務省ふるさと納税ポータルサイト参照）。

2 松江市におけるふるさと納税（松江市ふるさとづくり寄附金）

松江市のホームページでは、直近5か年（平成29年度～令和3年度）におけるふるさと寄附金の状況が開示されている。

具体的には、寄附金の状況（寄附された分野、分野別の寄附件数及び寄附金額）、寄附金の活用事業の概要、ふるさと松江だんだん基金（II第15章参照）の基金残高及び運用状況、寄附者の氏名及び居住地（寄附申込時に公表に承諾した寄附者のみ）の各事項等が公開されている。

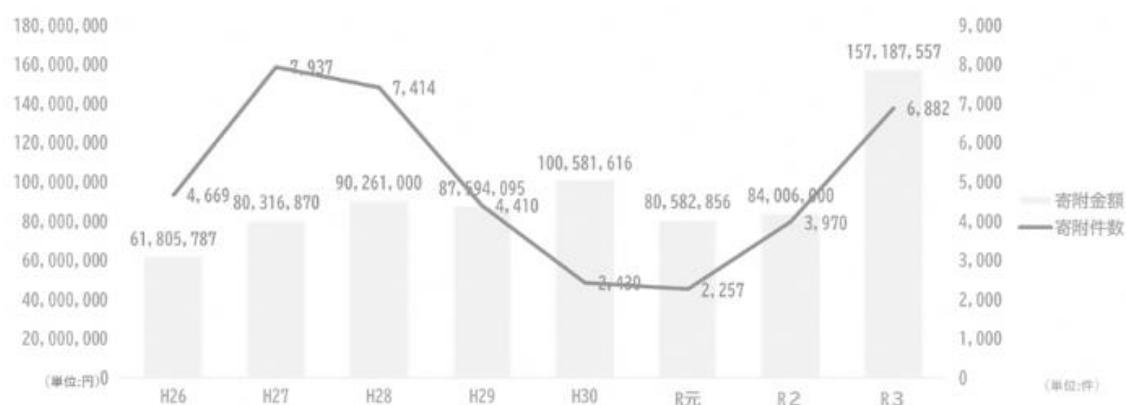
第2 松江市におけるふるさと納税の概要

1 近年の寄附の推移（件数、寄附総額）

（単位：件、円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
寄附件数	4,410	2,430	2,257	3,970	6,882
寄附総額	87,594,095	100,581,616	80,582,856	84,006,000	157,187,557

直近 5 か年の寄附の状況は、件数ベースでは、令和 2 年度以降大きな伸びを見せており、また、金額ベースでは、近年横ばい傾向だったものが令和 3 年度に過去最高額に達しており、いずれも増加傾向にあると評価できる。



（出典）松江市ホームページより

（https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu_shokokikaku/ka/furusatonozei/3863.html）

2 令和3年度における寄附の具体的状況

(単位：件、円)

指定された使途	件数	金額
宍道湖・中海 宍道湖・中海などの自然景観、自然環境の保全を行い、また、これらを生かした観光、産業の振興に活用。	866	16,480,000
松江城 国宝松江城を中心とした城下町のまち並みなどの歴史的景観の保全、伝統文化の承継を行い、また、これらを生かした観光、産業の振興に活用。	535	11,663,000
スポーツ振興 スポーツと健康づくりや観光振興を結び付け、スポーツによるまちづくりに活用。	123	3,880,000
松江の文化力を生かしたまちづくり 豊富な松江の伝統文化や文化芸術を保存、継承、発展させ、未来を担う子どもたちが心豊かに育ち、学ぶことのできる環境づくりに活用。	395	8,232,000
未来を担う子ども応援 ふるさと松江の未来を切り拓き、次代を担う子どもたちが心豊かに育ち、学ぶことのできる環境づくりに活用。	1,384	29,068,800
新型コロナウイルス感染症対策 新型コロナウイルス感染症の緊急対策として多角的な支援対策に活用。	306	7,409,000
島根県加賀における大規模火災被災者支援	235	7,012,000
令和3年7月大雨の影響による災害支援	245	1,783,000
上記のほか、魅力あるふるさとづくりに資する事業	57	12,244,000

RubyCityMATSUE プロジェクトなど		
使い道は指定しない	2,748	59,415,757
合 計	(※)	157,187,557

(※) 寄附件数（総数）は 6882 件であるが、複数の使い道を選択した寄附があるため、実際の寄附件数とは一致しない。

なお、令和3年度は、総額 6242万2058円の寄附金が松江市の事業に活用（松江市歴史まちづくり基金、スポーツ振興基金への積立を含む。）され、残額については、ふるさと松江だんだん基金に積み立てられた。

II. 監査の結果

第1章 基金の管理及び運用状況

地方公共団体における基金の管理について、地方自治法第241条第2項により「確実かつ効率的に運用しなければならない。」とされている。

松江市においては、「松江市資金管理及び運用基準」が定められ、特に基金については、「基金運用方針」が定められている。それに基づいて出納室によって毎年度「基金運用計画」が策定され、計画に基づく基金の運用が行われている。

第1 基本方針

公金の保管の原則については、以下の優先順位とされている。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を重視し、安全な金融商品により保管及び管理運用を行うとともに、預金については金融機関の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性の確保に十分留意する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、効率的な資金運用に努める。

第2 公金の保全策

(1) 債務との相殺

定期預金で運用を行う場合は、同一金融機関に対する松江市における縁故債の借入金残高の範囲内とする。

(2) 公共債の購入

運用する債券は元本償還の確実性がきわめて高い国債、地方債、政府保証債及び財投機関債（国と同等格付の発行体債権に限る。）とする。

第3 公金の管理運用

(1) 管理区分

公金は、下記の資金別に管理を行っている。

①歳計現金及び歳入歳出外現金（「歳計現金等」）

②基金

③一時借入金

(2) 基金の運用

松江市においては、基金は個別に運用されてきたが、平成29年3月31日に「基金運用方針」が施行され、基金の一括運用が開始された。それに基づいて毎年度「基金運用計画」が出納室によって策定され、運用が行われている。

ア 基本方針

基金運用は、一括運用を基本とする。一括化された資金を、その流動性等を確保した短期資金と、効率性、収益性を目指した長期資金とに分類し、安全性を重視しつつ、安定的かつ効率的な運用を実施する。一括運用できない資金については、個別運用を行うこととされている。

イ 基金のグループ化

運用に対する制約などから、基金は下記の3つにグループ分けされている。

①一括運用基金

下記以外の基金で形成された一括運用のためのグループ。

②電源系基金

電源交付金が原資の基金は基金条例において繰替運用が禁止されているため、該当基金だけで一括運用するためのグループ。

③個別運用基金

予算を通さずに隨時、積立・取崩が行われる定額運用基金や、基金自体の運用上の制約により一括運用になじまない基金について、個別に運用するグループ。

ウ 各グループの長期・短期資金の割合と運用方法

①一括運用資金

長期資金と短期資金として運用する。

長期資金は一括運用資金総額の概ね一割を超えない範囲とし、短期資金は残額全てとする。

長期資金は、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、定期預金として運用する。短期資金は、定期預金、繰替運用、普通預金（年度末日のみ）として運用する。

②電源系基金

全額を短期資金とし、定期預金として運用する。

③個別運用基金

全額を短期資金とし、定期預金、繰替運用として運用する。

エ その他

会計年度を超えた繰替運用を取りやめたため、3月31日のみ普通預金としての運用を行う。

オ 令和4年度の「基金運用計画」

①一括運用基金

長期的な歳計現金の体力及び資金需要を検証した結果、将来の取り崩しを考慮したうえでお約15億円の余剰が見込まれるため、長期資金の上限を約15億円とし、残額全てを短期資金とするとされた。また、一括運用基金は、果実運用型基金を含むため、収益を追求する運用を行うこととされ、利率の見込める金融機関を預託先とするとされた。

なお、余剰が見込まれる金額を15億円とする根拠については、一括運用を開始した平成29年度に今後の運用について行われた考察が根拠となっている。その内容については、庁舎建設にあたり、庁舎建設基金及び地域振興基金を取り崩すことを想定し、将来運用可能基金を約100億円とする。

その上で、平成29年度の状況から、歳計現金の体力を見て繰替運用に必要な資金を約75億円とする。ペイオフリスクを回避するため、有利な利率を提示する金融機関からの縁故債残高の上限から、通年定期預金による運用を10億円とする。100億円のうち、繰替運用分75億円と通年定期預金分10億円を控除した金額である15億円が債券運用に振り分けられる金額とされたものである。

②電源系基金

全額短期資金につき、保管性基金のため収益追求の必要性が薄いことから、利率の見込めない金融機関で預託先を決定するとされた。

③個別運用基金

全額短期資金につき、中途解約による金利低下リスクを回避するため、利率の見込めない金融機関で預託先を決定するとされた。

第4 体制

松江市において、基金の管理運用にあたる担当者は合計3名であり、それぞれの役職は会計管理者、審査第一係長、出納係長である。

財政課と基金担当課で積立取崩額について調整し、財政課から会計管理者に運用について依頼がある。会計管理者は金融機関に対して利率照会をし、預託先を決定することになる。債券購入による運用に関しても、民間の証券会社等からの情報提供を受け、財政課と協議の上で決定することになるということである。もっとも、平成30年8月を最後に、債券購入は行われていない。

毎年度策定される「基金運用計画」においても、以前は財政課が策定していたが、平成29年3月31日の一括運用開始以後は出納室が策定することとなっている。

第5 基金の繰替運用

基金の繰替運用とは、資金不足に対応するために、基金に属する現金を歳計現金等へ一時的に繰替えて使用するものである。松江市において繰替運用に

関する要綱等の取決めはなく、「基金運用計画」及び「基金運用方針」に基づいて運用している。繰替運用の期間は、1会計年度内とされている。運用利率は財政課が決定しており、①運用利率の優位性を担保するため、金融機関提示の預託利率最小値より高く設定する、②健全な財政運営に資するため、一時借入金以下の利率で行う、③昨今の低金利の状況に鑑み、0.01%単位で変動させるものとする、という3つのルールによって決定されている。繰替運用の対象となる基金は、一括運用基金である。

繰替運用の運用方法については、一括運用基金から松江市歳計現金（日々の支払のための資金）へ資金移動し、3月31日までの支払のための原資とする。3月31日には松江市歳計現金から一括運用基金へ元金を返済し、一般会計から基金（財政調整基金）へ利息を支払うこととなっている。繰替運用は、歳計現金の資金需要を考慮し、5月末から、満期日を10月、12月、翌年2月及び3月のグループに分けて行われている。これは、毎年同じような時期（10月、12月、2月）に資金不足が発生するため、その時期に満期を設定した定期預金を同日に繰替運用で松江市歳計現金に充てることとし、金融機関等からの借入をせずに繰替運用で対応している。

第6 運用収入と利回りの推移

過去5年間の、グループ別における運用収入と利回りの推移（単位：上段（円）、下段（%））

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
一括運用基金	17,328,029 1.561~0.001	20,028,979 1.561~0.001	16,882,771 1.561~0.001	16,778,701 1.561~0.001	14,623,687 1.561~0.001
電源系基金	2,633,682 0.26	372,456 0.04	167,887 0.02	227,978 0.03	6,696 0.001
個別運用基金	3,268,993 0.25~0.01	257,576 0.07~0.001	628,433 0.06~0.01	325,873 0.03~0.001	14,175 0.002~0.001
合計	23,230,704 1.561~0.001	20,659,001 1.561~0.001	17,679,091 1.561~0.001	17,332,552 1.561~0.001	14,644,558 1.561~0.001

過去5年間の、長期、短期別の運用収入と利回りの推移（単位：上段（円）、下段（%））

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
長期資金運用	10,364,000 1.561~0.506	10,710,626 1.561~0.5	10,911,142 1.561~0.5	10,864,000 1.561~0.5	10,864,000 1.561~0.5
短期資金運用	6,964,029 0.2~0.001	9,318,353 0.23~0.001	5,971,629 0.2~0.001	5,914,701 0.2~0.001	3,759,687 0.18~0.001
その他運用	5,902,675 0.26~0.01	630,032 0.07~0.001	796,320 0.06~0.01	553,851 0.03~0.002	20,871 0.002~0.001
合計	23,230,704 1.561~0.001	20,659,011 1.561~0.001	17,679,091 1.561~0.001	17,332,552 1.561~0.001	14,644,558 1.561~0.001

過去 5 年間の、資金運用先別の運用収入と利回りの推移（単位：上段（円）、下段（%））

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
普通預金	1,011 0.001	1,005 0.001	942 0.001	292 0.001	328 0.001
定期預金	9,660,058 0.2~0.01	8,504,002 0.23~0.001	5,933,395 0.2~0.01	5,782,488 0.2~0.001	3,155,624 0.18~0.001
債券	10,364,000 1.561~0.506	10,614,000 1.561~0.5	10,864,000 1.561~0.5	10,864,000 1.561~0.5	10,864,000 1.561~0.5
繰替	3,205,635 0.03	1,540,004 0.03~0.02	880,754 0.01	685,772 0.01	624,606 0.01
合計	23,230,704 1.561~0.001	20,659,011 1.561~0.001	17,679,091 1.561~0.001	17,332,552 1.561~0.001	14,644,558 1.561~0.001

第7 監査の結果及び意見

1 出納室の体制強化【意見】

(1) 現状

松江市において基金の管理運用を行う所管課は出納室であり、基金の管理運用に当たる担当者は、会計管理者、審査第一係長、出納係長の3名である。

出納室では、財政課と基金担当課との積立取崩額の調整に基づいて財政課から依頼を受け、金融機関へ利率照会して預託先を決定している。また、民間の証券会社等からの情報提供を受け、債券購入の検討等も行っている。平成29年3月31日の一括運用の開始後、毎年度「基金運用計画」を出納室で策定している。

出納室においては資金運用に関する専門的知見を有する職員はいないとのことである。

(2) 規範・規準

地方自治法第241条第2項は、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定する。

資金の運用には専門性が要求されるため、基金の確実かつ効率的な運用を行うために、基金の管理運用の担当課については専門的な知見を有する職員を配置することが望ましい。

(3) 意見

基金は公金であって、安全性及び流動性が特に優先されることは当然であるとしても、適切に運用することで収益を期待することができる。松江市における令和3年度末の基金残高は181億9043万441円であり、膨大な資金が運用されているのであるから、適切な運用への要請は高い。現在は長い低金利の時代にあることから、後述するとおり、預託のみでなく、安全性への配慮のうえで債券運用等のより高利率の運用を検討する必要があると考える。もっとも、資金の運用には専門性が要求され、まして、松江市のように膨大な

資金の運用となればなおさらである。

財政課と協議のうえで行われているとはいえるが、出納室が、毎年度「基金運用計画」を策定し、管理運用を行っていることからすれば、担当者が3名というのは人数としても少ないと考えられる。また、出納室には資金運用に関する専門的知見を有する職員はいないとのことであり、運用に関する専門的助言を受けることのできる体制ではなく、出納室に資金の運用に関する専門的知見を有する職員を配置するなど、体制を強化することが望ましい。

2 運用の検討【意見】

(1) 現状

上記したとおり、令和3年度の「基金運用計画」においては、一括運用基金のうち長期資金の上限は15億円とされている。その根拠は、一括運用を開始した平成29年度に今後の運用について行われた考察が根拠となっている。

(2) 規範・規準

地方自治法第241条第2項は、基金は、条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならないと規定する。

資金の運用については、安全性、流動性を優先しつつも、効率性の観点からより利率の高い運用を行うための検討を絶えず行うことが望ましい。

(3) 意見

上記したとおり、一括運用基金のうち長期資金の上限は15億円とされている。もっとも、後述するとおり、考察が行われた平成29年度から状況は変化しており、15億円という金額が適切であるかの検討は必要であると考える。

将来の運用可能金額の残高が約100億円であると想定されることが15億円と算定される前提となっている。しかし、将来の運用可能金額の残高は、庁舎建設にあたり庁舎建設基金及び地域振興基金を約40億円取り崩す予定

であることを前提として想定されたものであるが、平成30年9月に市庁舎建設の基本計画が策定され、市庁舎建設基金の積立目標額が50億円となることが定められていることを始め、基金の積立及び取崩の状況は変化している。そのため、将来の運用可能金額の残高については改めて検討する必要がある。

また、通年定期預金として運用する金額についても10億円とされ、長期資金の上限が15億円とされる根拠となっている。その理由として、ペイオフリスクを回避するため、有利な利率を提示する金融機関からの縁故債残高の上限から、通年定期預金による運用を10億円とすることが根拠とされているものである。しかし、縁故債残高の上限が10億円であるとしても、10億円を通年定期預金としても保全の観点から問題とならないと言えるに過ぎず、10億円を通年定期預金とする積極的な理由とはならない。縁故債残高の上限が10億円であるとしても、債券運用に回すことができないかの検討は必要である。

さらに、松江市においては、毎年度策定される「基金運用計画」において、一括運用資金については、果実運用型資金を含むことを理由として、利率の見込める金融機関へ預託する。他方、電源系基金については、保管性基金のため収益追求の必要性が薄いことを理由として、利率の見込めない金融機関への預託することとしている。同じく、個別運用基金についても、中途解約による金利低下リスクを回避するため、利率の見込めない金融機関へ預託することとしている。しかし、収益追求の必要性が低いことや中途解約による金利低下リスクを回避することは、利率の見込めない金融機関へ預託するとの十分な理由となるとは考えられず、利率の見込める金融機関への預託を検討することが望ましい。この点、利率の見込める金融機関からの借入が少ないため、当該金融機関からの縁故債残高の上限からやむなく利率の見込めない金融機関への預託を行っているのが現状のようであり、そうであれば、利率の見込める

金融機関からの借入を増やすなど、利率の見込める金融機関への預託を増加させるための具体的な検討を早期に行うことが望ましい。

第2章 松江市財政調整基金

第1 基金の概要

1 所管部署

財政課

2 根拠規定

松江市財政調整基金条例

地方財政法

3 設置年月日

昭和42年3月31日

4 設置目的

市財政の健全な運営に資するため

5 基金の種別

財政調整基金

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

寄附金

第2 基金の方針等

1 積立方針

松江市中期財政見通しに基づき、減債基金と併せて55億円を目標に積立てる。

2 取崩方針

新型コロナウイルス感染症対策や大規模災害の際に、必要に応じて取崩しを行う。

3 基金が充当される事業の概要

- (1) 経済事情の変動等により、財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき（条例第6条第1号）
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき（条例第6条第2号）
- (3) 建設事業の経費の財源に充てるとき（条例第6条第3号）
- (4) 行政財産の取得等のための経費の財源に充てるとき（条例第6条第4号）

4 目標額

財政調整基金・減債基金総額概ね55億円

5 課題・見通し

新型コロナウイルス感染症対策等のため、令和2年度に財政調整基金の多額の取り崩しを行った。感染症対策をはじめ、今後の災害や突発的な財源不足に備えるため、財政調整基金・減債基金の確保が必要である。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	2,935,821,189	504,954,532	370,000,000	3,070,775,721
H 3 0	3,070,775,721	624,038,657	0	3,694,814,378
R 1	3,694,814,378	682,130,909	0	4,376,945,287
R 2	4,376,945,287	676,789,975	1,500,000,000	3,553,735,262
R 3	3,553,735,262	1,105,817,678	0	4,659,552,940

(単位：円)

第4 監査の結果

1 区分した管理の必要性の検討【意見】

(1) 現状

財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金の目的もすべて包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金である。

松江市においても、当該基金は、財政調整のための基金であるため、使途は決まっておらず、用途は広いものとして認識されている。

松江市によれば、松江市財政調整基金は、すべて地方財政法第4条の3、同法第7条に基づき積立てられているため、地方財政法第4条の4各号の処分制限を受けており、松江市財政調整基金条例第6条による処分は、地方財政法第4条の4各号の場合に限って処分しているとのことである。

(2) 規範・規準

松江市財政調整基金条例においては、①経済事情の変動等により、財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、②災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、③建設事業の経費の財源に充てるとき、④行政財産の取得等のための経費に充てるときに、処分することができる旨、規定している（条例第6条）。

地方財政法第4条の3第1項は、地方公共団体の当該年度における地方交付税額とその算定に用いられた基準財政収入額との合計額が、基準財政需要額を著しく超えることとなるとき、又は、当該年度における一般財源の額が前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した経費に係る一般財源の額を著しく超えることになるときは、その著しく超えることとなる額を、一定のものの財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、

長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならぬ旨を規定する。

地方財政法第4条の4は、①経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき、②災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき、③緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、④長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき、⑤償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるときに限り、積立金を処分することができる旨、規定する。

また、地方財政法第7条第1項は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうちに二分の一を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない旨を規定する。

このように松江市財政調整基金条例第6条は、地方財政法第4条の4の規定よりも処分できる範囲が広く規定されている。例えば、法第4条の4第1号は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるときと規定しているのに対し、条例第6条第1号は、経済事情の変動等により、財源が不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるときとのみ規定している。また、法第4条の4第3号は、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるときと規定しているのに対し、条例第6条第3号は、建設事業の経費の財源に充てるときとのみ規定している。

財政調整基金は、年度間の一般財源を調整する基金であり、他の主要基金

の目的もすべて包含するものとして、地方自治体における最も基礎的な基金であるから、機動的に支出できることが望ましい。地方財政法により処分制限を受けるのは、地方財政法第4条の3により義務付けられる「著しく」超過した部分と同法第7条第1項により義務付けられる「2分の1を下らない剰余金」であるから、これらを区別して積み立てをすることにより、条例第6条に基づき、より機動的な支出が可能となるものと解される。

(3) 意見

松江市財政調整基金条例は地方財政法よりも処分できる範囲を広く規定しており、より機動的な支出が可能となる規定となっているのであるから、地方財政法により処分制限を受ける範囲（地方財政法第4条の3、第7条に基づき積立てられた基金部分）と受けない範囲（それを超えて地方財政法第4条の4の処分制限を受けない部分）を区分して積立・管理することの必要性について検討することが望ましい。

第3章 松江市減債基金

第1 基金の概要

1 所管部署

財政課

2 根拠規定

松江市減債基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成元年12月25日

4 設置目的

将来にわたる市財政の健全な運営に資するため

5 基金の種別

財政調整基金

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

地方財政法第7条に基づき当該年度の財政状況に応じて積立額を決定。

2 取崩方針

地方債の繰り上げ償還のため取崩。

3 基金が充当される事業の概要

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるとき（条例第6条第1号）
- (2) 儿童期限の満了に伴う市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度

において市債の償還の財源に充てるとき（条例第6条第2号）

（3）償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき（条例第6条第3号）

（4）市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき（条例第6条第4号）

4 目標額

財政調整基金・減債基金総額概ね55億円

5 課題・見通し

本基金は、市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資することを目的として設置された（本条例第1条）。

市財政の健全な運営に資することを目的として松江市財政調整基金も設置されており、本基金との総額で55億円を積み立てることが目標とされている。

令和元年度までは平成17年の市町村合併に基づく合併特例債の返済による取崩が行われていたが、将来の借金返済について落ち着いた状況となつたことから、本基金ではなく松江市財政調整基金の積立によって積立目標額を総額として確保することとしている。

新型コロナウイルス感染症対策等のため、令和2年度に財政調整基金の多額の取崩を行った。感染症対策をはじめ、今後の災害や突発的な財源不足に備えるため、財政調整基金・減債基金の確保が必要である。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	2,425,181,226	2,699,000	488,000,000	1,939,880,226
H 3 0	1,939,880,226	2,624,000	606,747,000	1,335,757,226
R 1	1,335,757,226	1,354,000	448,612,000	888,499,226
R 2	888,499,226	846,000	0	889,345,226
R 3	889,345,226	776,000	0	890,121,226

(単位:円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第4章 松江市庁舎建設基金

第1 基金の概要

1 所管部署

新庁舎整備課

2 根拠規定

松江市庁舎建設基金条例

3 設置年月日

昭和63年12月25日

4 設置目的

庁舎の建設資金に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

毎年の予算で決めた額。

2 取崩方針

庁舎建設の経費のため取崩。

3 基金が充当される事業の概要

庁舎の建設に係る経費

4 目標額

50億円

5 課題・見通し

(1) 松江市庁舎の建設事業スケジュール

令和元年度から令和2年度にかけて基本設計・実施設計が行われ、令和2年度から令和5年度にかけて1期工事（新庁舎1期分建設）、令和5年度から令和7年度にかけて2期工事（本館解体、新庁舎2期分建設、西棟改修）、令和7年度から令和8年度にかけて3期工事（別館等解体、外構・別棟整備）となっており、現在、1期工事が進行中である。

(2) 新庁舎建設の経緯・費用

庁舎の建替か大規模改修かで検討がなされ、平成26年度に建替の方が安価との判断のもと市長が現地建替を表明し、平成27年度に基本構想が策定された。その後、平成28年2月に基本方針、平成30年2月に基本構想、同年9月に基本計画が策定され、同基本計画において庁舎建設費用として120億円との試算がなされ、その3分の1強として基金の積立目標額が50億円とされた。基金以外からは、主に総務省の管轄する公共施設等適正管理推進事業債を充てることとされた。単価の上昇によって庁舎建設費用は150億円に増額となったものの、基金による拠出額が全体の3分の1となることは維持された。基金以外では99億6000万円を上記事業債、3000万円を国庫支出金、1000万円を一般財源から充てる予定となった。庁舎建設は上記のとおり現在進行中であり基金の取崩は行われているが、工期を終える令和8年度までに目標額50億円を取り崩すことを予定している。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	2,036,869,568	502,267,000	0	2,539,136,568
H 3 0	2,539,136,568	503,435,000	21,044,091	3,021,527,477
R 1	3,021,527,477	503,062,000	7,080,110	3,517,509,367
R 2	3,517,509,367	503,346,000	111,791,992	3,909,063,375
R 3	3,909,063,375	15,892,000	292,576,799	3,632,378,576

(単位：円)

第4 監査の結果

1 基金の計画的積立【意見】

(1) 現状

基金設立からの積立は、毎年秋頃に公表される中期財政見通しに基づき財政課との協議をもとに、毎年の予算で定める金額を積み立てることにしていた。昭和63年12月に基金が設立され、同年度に5億7000万円、平成元年度に約5億6000万円、平成2年度に約4億円、平成3年度に約5億6000万円、平成4年度に約7億1000万円が積み立てられていたが、その後平成29年度までは、平成26年度に約200万円が運用利息に上乗せされて積立されているのを除き、運用利息のみの積立が続いた。もっとも、平成29年度に基本構想が策定されてから、上記基金残高の推移のとおり、毎年5億円程度が積立されている。今後も目標額の50億円を目標として令和4年度に4億円、令和5年度に3億円、令和6年度に2億円、令和7年度に約9000万円の積立が計画されている。

平成29年度からの積立金の増額によって目標額50億円を達成することは可能であり、庁舎建設費用の3分の1を基金から拠出する目標は達成

されている。しかし、残りの100億円は上記事業債から賄うこととされており、国からのキャッシュバックがあるとはいえた後負債として返済をしていかなければならない。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定するものであって、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業であることが前提であって、その事業の安定的かつ継続的な遂行のために、計画的な積立を行うことが望ましい。

(3) 意見

松江市庁舎の建設においては平成29年9月に策定された基本計画で積立目標額が50億円とされるまで、積立目標額は設けられていなかった。

基金の積立においても平成5年度から平成28年度までは運用利息のみの積立であるのに対して、平成29年度から令和2年度までの4年間で20億円強の積立がなされている。これは、平成29年度に積立目標が定められ、それを達成するために積立金額を大幅に増加させたことが理由であつて、基金の設置から計画的な積立がなされたとはいえない。計画的な積立がなされていれば、事業債への依存も抑えられたといえよう。

市庁舎建設事業の安定的かつ継続的な遂行のためにも、本基金の設置された時から積立目標を定め、計画的な積立を行うことが望ましい。

2 基金設置目的との整合性の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、庁舎の建設資金に充てることを設置目的とし（本条例第1条）、
庁舎建設に係る経費の財源に充てる場合に限り処分できる（本条例第6条）。

本基金は本市庁舎建設後も廃止されることなく、工事の対象となって
いない棟の整備費用としても活用される予定とのことである。

（2）規範・規準

地方自治法241条第3項は、特定の目的のために財産を取得し、又は資
金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでな
ければこれを処分することはできない。

（3）意見

本基金は本市庁舎建設後も廃止されず、工事の対象となっていない棟の
整備費用としても活用される予定とのことであるが、本基金は市庁舎の建
設資金に充てることを設置目的とするものであって、本市庁舎建設後に行
われる工事の対象となっていない棟の整備費用は、本基金条例の目的と整
合しない可能性もあるため、目的との整合性について検討することが望ま
しい。

第5章 松江市廃棄物処理施設整備基金

第1 基金の概要

1 所管部署

施設管理課

2 根拠規定

松江市廃棄物処理施設整備基金条例

3 設置年月日

平成元年4月17日

4 設置目的

廃棄物処理に係る各施設及び設備の整備及び維持管理に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

廃棄物処理施設に係る各施設及び設備の整備及び維持管理のため予算で定める額を積み立てる。

2 取崩方針

廃棄物処理施設に係る各施設の新設、修繕、維持管理など必要に応じて処分する。

3 基金が充当される事業の概要

施設等の新設、改造、修繕及び解体撤去、事業遂行のため必要な維持管理

4 目標額

なし

5 課題・見通し

(1) 本基金の設置及び活用状況

平成17年3月31日に松江市において市町村合併が行われたことに伴い、松江地区広域行政組合は解散され、解散前の松江地区広域行政組合施設整備基金条例（平成元年松江地区広域行政組合条例第24号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生じる果実を含む。）は、本条例の施行日において、本基金に属するものとされた。

松江市においては、現時点において、廃棄物処理に係る施設及び設備としては、エコクリーン松江、エコストーション松江、西持田リサイクルプラザ、川向リサイクルプラザ、西持田不燃物処理場、西持田最終処分場及び川向クリーンセンターの計7施設が整備されている。本基金の目的は、松江市の廃棄物処理に係る各施設及び設備であって、条例の規定からすれば、上記7施設は全て本基金の対象となる施設であるが、現時点においては、本基金が活用されているのはエコクリーン松江のみとなっている。

平成17年度に本基金が設置され、平成21年度から平成28年度まで、本基金の残高はゼロであって活用されていなかった。しかし、平成28年度にエコクリーン松江長期包括的運営業務委託契約の効力が生じてから、本基金が活用されるようになった。

(2) 契約内容及び契約に基づく活用

契約の内容は、松江市が業者に対してエコクリーン松江の業務を委託し、毎年度委託料を支払うものである。松江市は毎年度10億円余りを委託料として支払っているが、委託料の増減があった場合には委託料の精算が行われることになっている。

平成29年度に3564万7798円の積立があるが、これは業務運営委託契約の精算金の返還があったため、精算金を基金に積み立てたことによる。平成30年度から令和2年度までの積立は基金の運用利益である。平成30

年度から令和2年度までに基金は全て処分され、令和2年度末の基金残高はゼロとなっているが、これは平成30年度から令和2年度においては、松江市が精算金を払う必要があったため、基金を処分して精算金に充当したことによるものである。松江市が精算金の支払を受けたのは平成29年度のみである。

令和2年度末から本基金の残高はゼロとなっているが、担当課としては、今後もエコクリーン松江長期包括的運営業務委託契約に基づく精算金の返還を受けた場合の受け皿として本基金を活用することを考えていることである。

業者に委託する業務の範囲は、①運転管理業務、②維持管理業務、③環境管理業務、④情報管理業務、⑤資源化業務、⑥防災管理業務、⑦その他関連業務（清掃、構内維持管理、多目的広場維持管理、関連施設維持管理（西持田ポンプ場）、灰分増に対応した改良、住民対応等である。一方、本基金の処分は、施設等の新設、改造、修繕及び解体撤去に要する経費の財源に充てるとき、事業遂行のために必要な維持管理に要する経費の財源に充てるとき、にできると規定されている（本条例第6条）。松江市から業者に精算金が支払われる場合は、委託料の増加があった場合であって、精算金は委託料の不足分として支払われているものであることからすれば、業者への委託業務の範囲からして、精算金の支払は事業遂行のために必要な維持管理に要する経費の財源に充てるものといえる。そのため、松江市から業者に対する精算金の支払のためには本基金を取り崩すことは本条例第6条に違反しているものではない。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	0	35,647,798	0	35,647,798
H 3 0	35,647,798	49,000	33,636,441	2,060,357
R 1	2,060,357	3,000	1,598,000	465,357
R 2	465,357	1,000	466,357	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第6章 松江市文化振興基金

第1 基金の概要

1 所管部署

文化振興課、松江歴史館、生涯学習課

2 根拠規定

松江市文化振興基金条例

3 設置年月日

平成11年3月30日

4 設置目的

文化の振興に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源（ふるさと創生）

ふるさと寄附金

寄附金

第2 基金の方針等

1 積立方針

寄附金を除き積立はしていない。

2 取崩方針

文化の振興に要する経費に充てる必要に応じて取崩。

3 基金が充当される事業の概要

文化の振興に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

本基金の設置目的は、文化の振興に要する資金を確保することにある（条例1条）。本基金は、平成11年3月30日、ふるさと創生事業として交付された1億円の交付金を原資として設置されたものであって、文化振興に要する経費に充当するという基金設置の目的から、文化振興課が所管課とされた。その後、平成19年度に松江歴史館の資料の収集を使途に指定された寄附があったことから、同寄附金が本基金に積み立てられたことを機に、同寄附金分については松江歴史館が所管課とされた。平成20年度には「大野公民館地域活性化事業」を使途に指定するふるさと寄附金があったことから、同ふるさと寄附金分については生涯学習課が所管課とされた。かかる経緯から、本基金の所管部署は文化振興課、松江歴史館、生涯学習課の3課となっている。

文化振興課所管分につき、3、4年後に基金残高がなくなることが課題とされる。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	26,096,040	100,000	2,443,743	23,752,297
H 3 0	23,752,297	100,000	2,437,000	21,415,297
R 1	21,415,297	100,000	2,629,000	18,886,297
R 2	18,886,297	3,728,351	2,734,000	19,880,648
R 3	19,880,648	100,000	3,668,366	16,312,282

（単位：円）

第4 監査の結果

1 積立計画の策定【意見】

(1) 現状

ア 文化振興課

本基金のうち、ふるさと創生事業として交付された1億円を原資とするものについては、文化振興課の所管となっている。1億円の交付金の他、平成22年12月28日に特定の個人から、松江の古くからある文化の継承に役立てて欲しいとの使途の指定された、50万円のふるさと寄附もある。文化振興課の所管分に関しては基金の積立は全く行われておらず、令和4年3月末時点における文化振興課分の残高は513万円となっている。

平成22年度から総合芸術文化祭の開催費用として取崩がされている。総合芸術文化祭は、市民美術展及び市民音楽祭から成り、毎年開催されている。市民美術展の開催費用が毎年200万円程度、市民音楽祭の開催費用が毎年35万円程度である。市民美術展は毎年県立美術館で開催されているが、令和3年度は県立美術館の改修工事のために松江テルサ（松江勤労者総合福祉センター）で開催されたことによって会場費が増加したため、例年よりも取崩の金額が増加している。その他、平成22年度以降の取崩としては、平成22年度に松江市に所縁のある小泉八雲の来日120周年の記念事業、平成24年度から平成26年度にかけては小泉八雲没後110周年の記念事業が行われ、本基金が活用された。本基金が設立された平成11年度から平成21年度頃にかけては松江市文化協会主催の事業である市民文化祭の開催経費に対して本基金から取崩が行われていたということであるが、現在も開催されている市民文化祭に本基金から取崩が行われなくなった経緯については不明であるとのことである。

総合芸術文化祭は今後も毎年開催されることが予定されているため、所管課としては3、4年後には基金の残高がなくなることが課題と考えてい

るとのことであるが、具体的な積立の予定はないとのことである。もっとも、令和3年に、松江市の文化力を生かしたまちづくり条例が制定され、同条例で定めた目的の実現のため、松江市伝統文化芸術振興計画が策定された。本計画は令和3年度から令和14年度までの12年間とされ、本計画に基づく活動に必要な資金の確保のため、所管課としては、国や県などの各種支援制度やふるさと納税制度の活用により財源の確保につとめていくことにしているとのことである。

イ 松江歴史館

本基金のうち、松江歴史館の資料の収集を使途に指定された寄附を財源とするものについては、松江歴史館が所管課となっている。

平成19年度に、財団法人の解散とともに残有財産である2725万2823円が寄附されたことで、松江歴史館が所管課となった。令和2年度にも、松平不昧公像制作委員会の解散とともに残有財産の寄附として362万8351円が積み立てられた。いずれも一般寄附であるが、その他ふるさと寄附金として10万円の積立もある。

松江歴史館として、松江歴史館の資料の収集のために処分ができるのは、上記寄附金のみであって、現時点における残高は1098万140円である。松江歴史館の資料の収集のために本基金の取崩が行われており、収集された資料の維持補修は一般財源から支出されている。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定するものであって、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業で

あることが前提であって、その事業の安定的かつ継続的な遂行のために、計画的な積立を行うことが望ましい。

(3) 意見

文化振興課の所管分については、本基金は主に総合芸術文化祭の開催費用のために活用されてきたものであり、同文化祭は毎年開催が予定されているものであるから、3、4年後には本基金の残高はゼロになることが課題とされている。文化振興課の所管する本基金については設立後に積立が全く行われていないが、総合芸術文化祭は毎年開催が予定されており、少なくとも同文化祭の開催費用分については取崩が予定されている。本基金の設置目的は文化の振興に要する経費に充てるため（本条例第1条）であって、総合文化祭の開催費用に充てることに限られないところ、基金の積立が計画的になされなければ、同文化祭の開催費用を確保する必要性から、同文化祭の開催以外の文化振興のために本基金を積極的に活用していくこともできないと思料される。松江市における文化振興の重要性については、令和3年度に策定された松江市伝統文化芸術振興計画でも明らかにされていることであり、文化振興事業の安定的かつ継続的な運営のためにも、本基金の積立計画を策定することが望ましい。

松江歴史館の所管分についても、担当課として、基金の積立について財政課との協議が必要と考えているとのことであって、資料の収集事業の安定的かつ継続的な運営のためにも、本基金の必要性について検討し、基金が枯渇しないように積立計画を策定することが望ましい。

第7章 松江市地域活性化基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

松江市地域活性化基金条例

3 設置年月日

平成13年3月29日

4 設置目的

公用施設に係る整備、維持補修及び維持運営、企業導入及び産業活性化、福祉対策並びに地域活性化のための事業に要する費用に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立の計画はなく、運用利益を積立てている。国からの指導により、令和6年度までに取崩を行い、残高を0円として廃止する予定である。

2 基金が充当される事業の概要

本基金は、松江市街地エリアの活性化のための基金であり、プラバホールの維持修繕のために利用されている。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

令和 6 年度までに取崩を行い、残高を 0 円として基金を廃止する予定である。

第 3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	13,028,453	33,781	706,752	12,355,482
H 3 0	12,355,482	4,929	756,000	11,604,411
R 1	11,604,411	2,340	1,034,000	10,572,751
R 2	10,572,751	3,172	654,500	9,921,423
R 3	9,921,423	99	3,619,000	6,302,522

(単位：円)

第 4 監査の結果

該当事項なし

第8章 松江市公用施設維持基金

第1 基金の概要

1 所管部署

生涯学習課

2 根拠規定

松江市公用施設維持基金条例

3 設置年月日

昭和59年3月29日

4 設置目的

交付金により整備された公用施設の修繕その他の維持補修に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

電源立地促進対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立方針

なし。

2 取崩方針

なし。

3 基金が充当される事業の概要

松江市総合文化センターの維持補修及び備品の更新等

4 目標額

なし

5 課題・見通し

本基金の設置目的は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第7条の規定に基づく交付金（以下「電源立地促進対策交付金」という。）により整備された公用用施設（以下「公用用施設」という。）の修繕その他の維持補修に充てることにある（基金条例第1条）。

本条例の公用用施設とは昭和61年6月に開館した松江市総合文化センターである。

松江市総合文化センターの建設の際、電源立地促進対策交付金を原資として、昭和59年度に1億円、昭和60年度に8500万円の2回にわたって積立を行い、本基金が造成された。

本条例に基づき、松江市総合文化センターの維持補修や備品の更新に要する経費の財源に充当されている。平成16年度以前の処分の内訳は資料が残っていないために不明のことであるが、平成17年度以降では、平成17年度に大ホール舞台照明設備改修工事、同設計・施工管理業務等によって合計1億4166万1800円、平成18年度に中央監視システム更新工事、非常用発電設備蓄電池盤蓄電池取替工事等によって合計1889万5000円、平成28年度に高圧コンデンサ更新工事によって60万1581円の処分がなされているが、それ以外の年度の処分は行われていない。平成28年度の処分をもって基金残高はゼロとなり、以降基金残高はゼロのままである。

担当課としては、引き続き施設の修繕、その他の維持補修を行っていく必要があるが、電源立地地域対策交付金を原資とする本基金への積立は、現行制度においては難しいと認識している。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	0	0	0	0
H 3 0	0	0	0	0
R 1	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

前記したとおり、本基金は電源立地促進対策交付金を財源とし、平成28年度の取崩をもって本基金の残高はゼロとなっている。

(2) 規範・規準

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電源地域整備室からの平成31年4月3日付「電源立地地域対策交付金で造成した基金の適正な執行の確保を図るための取組について」と題する通知によれば、電源立地地域対策交付金によって造成された基金については、基金の運用・处分期間は造成年度から10年以内を原則とするとされ、少なくとも5年に1回は定期的な見直しを行うこととされている。そして、通知以前に既に造成された基金についても通知の適用があるとされている。とすれば、電源立地地域対策交付金によって造成された基金について、造成年度から10年を経過しており、基金残高がゼロの基金については、基金の廃止を検討すべきである。

(3) 指摘

本基金は電源立地促進対策交付金を財源とする基金であって、造成年度から10年以上が経過しており、平成28年度の取崩以降、基金残高はゼロとなっているのであるから、基金の廃止について検討すべきである。松江市総合文化センターの修繕のために基金が必要であるのであれば、当該目的のための基金を造成するなど別途検討すべきである。

第9章 松江市福祉事業推進基金

第1 基金の概要

1 所管部署

健康福祉総務課、子育て政策課

2 根拠規定

松江市福祉事業推進基金条例

3 設置年月日

平成2年3月30日

4 設置目的

高齢者、心身障害者（児）、母子・寡婦、児童の福祉の増進及び保健事業を実施する費用にあてるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

民間企業等からの寄附金、一般財源等が財源となり、基金設立。平成6年頃から、使途を保育の安全のためとした寄附金を受け、子育て政策課が当該寄附金を本基金の一部として管理。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

健康福祉総務課分について、積立・取崩の具体的計画はなく、寄附金があれば都度積立てる。運用利益は、直接、民生児童委員活動費補助金に充てており、積立していない。

子育て政策課分についても、積立・取崩の具体的計画はなく、寄附金があれば都度積立てる。運用利益は、直接、保育所での研修費に充てており、積立していない。

2 基金が充当される事業の概要

民生児童委員活動費補助金

3 目標額

なし。

4 課題・見通し

子育て政策課では、これまで処分実績がなく、具体的プロセスを取り決めていないことが課題と認識している。

第3 基金残高の推移

	区分	積立	処分	残高
H 2 9	健康福祉総務課分	0	1,466,000	141,284,023
	子育て政策課分	0	0	29,218,548
	基金合計	0	1,466,000	170,502,571
H 3 0	健康福祉総務課分	0	0	141,284,023
	子育て政策課分	0	0	29,218,548
	基金合計	0	0	170,502,571
R 1	健康福祉総務課分	0	0	141,284,023
	子育て政策課分	0	0	29,218,548
	基金合計	0	0	170,502,571
R 2	健康福祉総務課分	0	0	141,284,023
	子育て政策課分	0	0	29,218,548
	基金合計	0	0	170,502,571
R 3	健康福祉総務課分	0	0	141,284,023
	子育て政策課分	0	0	29,218,548
	基金合計	0	0	170,502,571

(単位：円)

第4 監査の結果

1 有効活用の検討【意見】

(1) 現状

本基金に関する松江市福祉事業推進基金条例において、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、設置目的を達成するための費用に充てるものとすると規定されており、運用収益を事業費へ直接充当する

ことができる規定となっている。

そして、実際、本基金の健康福祉総務課分、子育て政策課分いずれも、運用収益については、それぞれ直接、民生児童委員活動費補助金、保育所での研修費に充てており、運用収益以外は一般財源により賄われている。

(2) 規範・規準

基金は、会計年度独立の原則の例外であり、基金として保持することの必要性が認められるものについて造成されるものであるから、基金を造成した目的（条例に定める目的）に従い、計画的に積立及び処分していくことが望ましい。

(3) 意見

本基金を基金として保持することの必要性を検討の上、運用収益を充当している事業等に本基金を活用することを検討することが望ましい。

第10章 松江市ふれあい福祉基金

第1 基金の概要

1 所管部署

健康福祉総務課

2 根拠規定

松江市ふれあい福祉基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成3年12月26日

4 設置目的

地域福祉活動の促進とボランティア活動の活性化を図り、もって社会福祉の向上に資するため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

寄附金

一般財源

旧社会奉仕活動基金

第2 基金の方針等

1 積立方針

本基金は、基金運用益の全額を本基金の目的に適う事業費に充てており、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

本基金残高のうち3億円は、平成28年3月に長期債を購入して運用しているため（うち1億円は20年債、2億円は30年債）、そもそも取崩は

予定していない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、地域福祉活動に資する事業の費用に充てられており、具体的には、①ボランティアセンター運営事業費、②要配慮者支援推進事業費である。①の事業費は、その全額を本基金の運用益で賄っており、②の事業費は、本基金の運用益と一般財源とで賄っている。

本基金の処分は、平成22年度を最後になされていない（「福祉システム事業費」に充てられたようであるが、すでに文書が残存しておらず、詳細は不明である。）。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

今後も基金運用益をもって事業費に充てる見通しであり、特段の基金の積立・取崩は予定されていない。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	319,954,672	0	0	319,954,672
H 3 0	319,954,672	0	0	319,954,672
R 1	319,954,672	0	0	319,954,672
R 2	319,954,672	0	0	319,954,672
R 3	319,954,672	0	0	319,954,672

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第11章 松江市農業振興事業基金

第1 基金の概要

1 所管部署

農政課

2 根拠規定

松江市農業振興事業基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成2年3月30日

4 設置目的

農業振興事業の促進に資するため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

直近5か年において積立はなく、今後の具体的な積立予定もない。

2 取崩方針

直近5か年については毎年度約1000万円が取り崩されているが、中長期的な取崩方針等は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、松江市における農業振興事業の費用に充てられており、具体的には、松江市の農業の振興と地域経済の発展に資することを目的として、松江市、島根県農業協同組合くにびき地区本部により設立された「松江市農業

振興協会」の運営経費に充てられている。上記協会の運営経費は、うち半分を島根県農業協同組合が負担し、残りの半分を松江市が負担するものとされており、本基金は上記の松江市負担分に充当されている。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、毎年度約1000万円を取り崩している一方で、少なくとも直近5か年において積立がなされていない。そのため担当課においても、「基金残高が無くなった場合には新たな積立が必要であり、予算の確保が必要」と認識されている。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	206,730,600	0	9,443,838	197,286,762
H 3 0	197,286,762	0	9,982,682	187,304,080
R 1	187,304,080	0	10,121,343	177,182,737
R 2	177,182,737	0	8,636,009	168,546,728
R 3	168,546,728	0	8,779,300	159,767,428

(単位：円)

第4 監査の結果

1 将来的な運営経費の原資の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、平成2年度に松江市農業振興協会の設立と併せて造成されたものである。基金造成当初は金利も高く、本基金の運用益をもって上記協会運営経費の松江市負担分を賄うことが予定されていたが、その後の金利の低迷に

より、近年は毎年度約1000万円ずつ本基金を取り崩すことにより経費を賄っている状態にある。

令和3年度末の本基金残高は約1億6000万円であり、本基金への積立が行われない限り、約15年後には本基金は枯渇する見込みであるが、枯渇に備えた予算措置の方法等については、現時点では未検討である。

(2) 規範・規準

毎年度継続する事業の運営経費等に基金が充てられる場合、当該基金の枯渇に備えて計画的に積立を行う等、原資の確保の方法について検討しておくことが望ましい。

(3) 意見

現状の本基金取崩額を見る限り、本基金が枯渇するまで未だ若干の余裕があるものと思われる。

しかしながら、松江市農業振興協会の将来的な存続が予定されており、かつ、その運営経費の一部を松江市が負担する構造が今後も維持される以上、安定的な協会運営を行うためにも、その原資の確保のあり方（基金という形式を維持するか、一般財源で賄う形式とするか等）については、早期に検討しておくことが望ましい。

第12章 松江市スポーツ振興基金

第1 基金の概要

1 所管部署

スポーツ課

2 根拠規定

松江市スポーツ振興基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成3年3月25日

4 設置目的

スポーツ振興に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

ふるさと納税寄附金

第2 基金の方針等

1 積立方針

ふるさと納税寄附金のうち、スポーツ振興（「スポーツの力を生かしたまちづくり」）に使途を指定してなされたものを本基金に積み立てている。

2 取崩方針

平成29年度以降、基金残高が5000万円に達するまで、本基金の取崩をしない方針とされている。目標額に到達した後の取崩方針は、現時点において定まっていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、スポーツの振興に要する事業の経費に充てられている。具体的には、総合運動公園や総合体育館の整備費用の一部や各種スポーツ行事に対する補助金等に充てられているが、平成29年度以降の処分実績はない。

4 目標額

5000万円

5 課題・見通し

本基金については、平成28年11月、スポーツ関連団体から「スポーツ振興に向けての要望書」が提出されている。この要望書は、本基金について、果実の減少と市の財政健全化方針の影響で取崩しを進めた結果、このままでは数年内に枯渇する見通しであるとの認識の下、本基金の処分を直ちに中止し、速やかに積立を行って基金を復活することを求めていた。当時の市長は、上記要望書に対し、今後10年を目途に本基金を5000万円（目標額）まで積み立てる旨、及び、今後は本基金をジュニア育成などソフト事業に活用する旨回答した。

このような経緯を踏まえ、本基金は、平成29年度以降の取崩しを行っておらず、基金対象事業の事業費には基金運用益のみを充てているところ、本基金の運用益は僅少であり、上記事業費のほとんどは一般財源で賄われている現状にある。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	14,350,559	2,764,000	0	17,114,559
H 3 0	17,114,559	1,829,376	0	18,943,935
R 1	18,943,935	1,216,665	0	20,160,600
R 2	20,160,600	1,635,000	0	21,795,600
R 3	21,795,600	3,880,000	0	25,675,600

(単位：円)

第4 監査の結果

1 処分方針と積立目標額の再設定【意見】

(1) 現状

本基金については、松江市内のスポーツ関連団体から提出された要望書を受けて、今後10年間を目途に5000万円まで基金の積立を行う旨の目標が立てられているが、上記目標額を算定した特段の根拠は見当たらず、積立完了後の本基金の処分方針も定まっていない。

(2) 規範・規準

基金の積立目標額を設定する際には、当該基金の今後の活用の見通し等を踏まえた処分方針を定めた上、この方針の実現に必要となる資金の額を算定し、積立目標額を設定するのが望ましい。

(3) 意見

本基金は、平成29年度から10年間を目途に、当初造成額（1億円）の半額にあたる5000万円を積み立てる旨の目標が掲げられているが、上記目標額を算定した根拠は明らかでなく、目標額を達成した後の処分方針も明確に定められていない。

現在の低金利状況を踏まえると、将来的に積立目標額（5000万円）を達成したとしても、そこから得られる運用益は僅少に止まることが見込まれ、改めて積み立て直した基金も、結局は取崩しにより減少の一途を辿ることが予想される。基金の有意な積立を行うためにも、予め本基金の処分方針を定めた上で、その方針に対応できる積立目標額を再度検討することが望ましい。

2 具体的な処分計画の策定【意見】

（1） 現状

本基金は、平成3年の造成当初、基金運用益をもってスポーツ振興のための補助金等に充てることが予定されていたが、現在の基金運用益は僅少にとどまり、基金対象事業の事業費のほとんどを一般財源で賄わざるを得ない状況が続いている。

また、平成29年度以降は、5000万円を目標額として積立が行われている一方、目標額に達した後の具体的な処分計画は定められていない。

（2） 規範・規準

特定の目的のために資金を積み立てるために造成された基金は、当該目的のためでなければ処分することができないのであるから（地方自治法第241条第3項）、目的に適う処分の具体的計画を予め策定しておくことが望ましい。

（3） 意見

現在の低金利状況を踏まえると、将来的に積立目標額（5000万円）を達成したとしても、基金運用益のみで基金対象事業の経費を賄える見込みは乏しいと言わざるを得ない。

そうである以上、上記1で述べたとおり、本基金の処分方針を定めた上、積立と処分とを適正なバランスで行うことが可能となるような具体的な処分計画を、予め策定しておくことが望ましい。

3 基金の必要性の再検討【意見】

(1) 現状

本基金は、平成29年度以降の取崩しを行っておらず、基金対象事業の事業費には基金運用益のみを充てているところ、本基金の運用益は僅少（年2万円程度）であり、上記事業費のほとんどは一般財源で賄われている。

(2) 規範・規準

基金は、特定の目的のために処分することを前提に、一般財源とは別箇に資金を積立等するものであるから、当該事業に係る経費を基金で賄うことの必要性が存することが前提となる。

(3) 意見

本基金の対象事業に係る経費は、平成29年度から現在まで、わずかな基金運用益を除けば、ほぼ一般財源で賄われており、したがって、少なくとも直近5年間については、本基金を取り崩すことなく対象事業の経費を賄うことができているといえる。

そうだとすると、（もっぱら積立中という事情を考慮しても）本基金の存在意義自体を改めて問い合わせる必要性も否定できない。上記1及び2において述べた意見の検討と同時に、スポーツの振興に要する経費を賄うために、本基金が将来にわたって真に必要であるか否か（本基金を維持することの必要性）を、改めて検討することが望ましい。

第13章 松江市防災調整池維持基金

第1 基金の概要

1 所管部署

建設総務課

2 根拠規定

松江市防災調整池維持基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成4年3月31日

4 設置目的

防災調整池の修繕その他の維持管理費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

寄附金

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立のほか、民間事業者による宅地開発に伴って造成された防災調整池の移管を松江市が受ける場合に、「開発行為で設置された調整池の移管基準」（平成4年3月9日松江市告示第22号）に基づいて開発事業者から納入される防災調整池の維持管理費用（開発面積1ヘクタールあたり100万円）を積み立てている。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、開発行為に伴い、下流河川改修に代わる洪水調整のために設置された防災調整池の修繕その他の維持管理費に充てられている。

4 目標額

なし

5 課題・見通し

本基金への積立は、基金運用益を除くと、防災調整池の移管に伴って開発事業者から納入される維持管理費用（負担金）のみであることから、安定的な積立が実現できておらず、基金残高は減少傾向にある。

また、一度造成された防災調整池については、永続的な維持管理コストを要するほか、将来的には大規模改修等も予想されるところであり、これらの費用を本基金のみで賄うことは困難と考えられる。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	135,886,262	9,399,000	16,205,400	129,079,862
H 3 0	129,079,862	175,000	12,193,200	117,061,662
R 1	117,061,662	119,000	17,066,500	100,114,162
R 2	100,114,162	12,461,000	8,357,800	104,217,362
R 3	104,217,362	91,000	22,729,300	81,579,062

(単位：円)

第4 監査の結果

1 中長期的な原資の確保及び積立計画の策定【意見】

(1) 現状

本基金への積立は、防災調整池の移管を受ける事案の有無という偶然の事

情に左右されている。そのため、現状では計画的かつ十分な積立がなされておらず、基金残高は概ね減少傾向にある。

(2) 規範・規準

特定の目的のために資金を積み立てるために造成された基金は、当該目的に沿った処分が安定的に実施できるように、資金の積立を計画的に行うこと が望ましい。

(3) 意見

近年の基金残高の推移を見る限り、今後の防災調整池の移管の有無及び規模等によっては、本基金が枯渇する可能性も否定できず、本基金をもって防災調整池の十分な維持管理がなされないおそれがある。

松江市が移管を受けた調整池ごとに、将来的に見込まれる維持管理のための費用（大規模改修費用等を含む。）のシミュレーションを行う等した上で、これを賄うに足りる中長期的な原資の確保の方策を検討し、具体的な積立計画を策定しておくことが望ましい。

2 防災調整池の移管基準の再検討【意見】

(1) 現状

松江市が民間開発事業者から防災調整池の移管を受ける場合の負担金等については、平成4年3月9日付け「開発行為で設置された調整池の移管基準」（松江市告示第22号）に掲っている。この基準によると、移管にあたり開発事業者に負担を求める額（調整池の維持管理に要する費用）は、次の①乃至④の合計額を踏まえ、100万円／haと定められている。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 向こう10年間堆積する土砂の除去費 | 73万7500円／ha |
| ② 調整池管理施設の維持管理費 | 10万0000円／ha |
| ③ 巡視管理費 | 6万0800円／ha |
| ④ 保険料 | 10万0000円／ha |

なお、防災調整池の維持管理費用には、本基金のみが財源として充当されており、一般財源や補助金等の充当はない（但し、令和2年度及び同3年度については、「才の丘団地洪水調整池」の移管にあたり、鹿島地域振興基金から一部充当を行っている。）。

（2）規範・規準

特定の目的のために資金を積み立てるために造成された基金は、当該目的に沿った処分が安定的に行えるように、十分な資金の積立を行うことが望ましい。

（3）意見

防災調整池の移管を受けた場合、特段の事情がない限り、当該調整池は永続的に維持管理が必要となる上、将来的には老朽化による大規模改修等も必要となることが見込まれるところ、上記の維持管理費用を賄う本基金の残高は、近年、漸減傾向にある。

今後も、調整池の移管を受けた分だけ、松江市が負担する維持管理コストは上昇し続けるのであるから、その財源となる本基金を維持するための方策の検討は急務といえる。

この点、開発事業者に対して納入を求める負担金の額、すなわち、本基金の積立原資となる額は、現在も平成4年に策定された基準に従って算定されている。本基金の積立原資の確保の観点を踏まえ、上記の移管基準が、策定から30年が経過した現在においてもなお適正・妥当といえるか否か、改めて検討を加えることが望ましい。

第14章 松江市職員退職積立基金

第1 基金の概要

1 所管部署

人事課

2 根拠規定

松江市職員退職積立基金条例

3 設置年月日

平成元年4月1日

4 設置目的

職員の退職手当の財源に充てるため。

5 基金の種別

その他

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

平成17年度の市町村合併後、松江地区広域行政組合の退職積立基金を松江市が引継。単独町制を選択した東出雲町管内の消防、環境衛生等の事務については、松江市が事務委託として引き受け、東出雲町から負担金を徴収し、本基金に積み立て。東出雲町との合併後は負担金の積立はない。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

運用利息及び東出雲町からの負担金を積立てて、旧広域行政組合の職員の退職手当に充当していたが、平成21年度末の退職者への充当により、基金残高が0円となり、その後、積立ては行っていない。

2 基金が充当される事業の概要

旧広域行政組合職員の退職手当。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

平成22年度以降、運用していない。現在、消防職員等は松江市の職員であり、全額一般財源で予算化して退職手当を支給している。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H29	0	0	0	0
H30	0	0	0	0
R1	0	0	0	0
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、前記のとおり、平成22年度以降、残高が0円となり、新たな積立ても取崩しも行われていない状況にある。

担当所管課も、廃止にならなかった経緯は不明とし、現在、基金の必要性を感じておらず、整理の方向で検討する方針である。

(2) 規範・規準

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げ

るようしなければならない旨を規定する。

(3) 指摘

本基金は、既に設置時の目的を失っており、必要性が乏しく、基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。

第15章 ふるさと松江だんだん基金

第1 基金の概要

1 所管部署

商工企画課

2 根拠規定

松江市ふるさとづくり寄附条例

地方税法

地方財政法

3 設置年月日

平成20年3月31日

4 設置目的

ふるさと松江をこよなく愛し、まちづくりに励む松江市民を応援していくただける個人、団体又は法人から寄附金を募り、これを財源に後世に引き継ぐ自然や歴史、文化など世界に誇る地域資源を大切に保全し、活用することにより、国際文化観光都市松江がさらなる発展をとげるための魅力あるふるさとづくりに資すること。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

ふるさと納税寄附金

第2 基金の方針等

1 積立方針

本基金は、ふるさと納税寄附金のうち、現年度の事業に充当する寄附金及び本基金以外の基金に積み立てる額を除いた額を積み立てている。

2 取崩方針

ふるさと納税寄附金の寄附者が指定した事業及び市長が指定した事業に充てる場合に限り、取崩を行っている。

3 基金が充当される事業の概要

- (1) 宍道湖及び中海などの自然景観及び自然環境の保全並びにこれらを生かした観光及び産業の振興に関する事業
- (2) 松江城を中心とした城下町のまち並みなどの歴史的景観の保全及び文化伝統の継承並びにこれらを生かした観光及び産業の振興に関する事業
- (3) 上記のほか、市長が条例の目的のために必要と認める事業

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

特段の課題は認識されていない。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	91,055,805	63,978,907	81,328,485	73,706,277
H 3 0	73,706,277	49,974,128	44,357,020	79,323,335
R 1	79,323,335	56,188,335	24,862,584	110,649,086
R 2	110,649,086	70,158,000	36,087,609	144,719,477
R 3	144,719,477	137,624,557	46,879,058	235,464,976

(単位：円)

第4 直近5か年の基金取崩額の内訳

1 平成29年度

(単位:円)

自然環境		
	ジオパーク推進事業費	15,000,000
	八束地区船溜まり整備事業費	2,633,040
歴史文化		
	不昧公・茶の湯スタジオ形成事業費	4,000,000
	松平不昧公200年祭開催経費	5,000,000
	重文菅田庵保存修理事業費補助金	5,350,000
	史跡及び名勝菅田庵整備事業費補助金	947,000
	堀川美化事業費	11,273,539
	市指定紙本墨画襖絵保存修理事業費補助金	3,100,000
指定しない		
	地域振興事務費	3,200,000
	地域ブランド産地育成事業費	14,144,906
	郷土行事等振興補助金	121,000
	スポーツ振興基金積立金	2,500,000
	まつえ「子ども夢☆未来」プロジェクト事業費	10,559,000
	ボランティア清掃支援事業費	3,500,000
合 計		81,328,485

2 平成30年度

(単位:円)

自然環境		
	大橋川周辺まちづくり検討事業費	724,020
	宍道湖・中海漁業資源維持再生事業費	3,000,000
	宍道湖水環境改善協議会負担金	2,000,000

どちらでもよい	
重文菅田庵保存修理事業費補助金	5,000,000
史跡及び名勝菅田庵整備事業費補助金	1,528,000
史跡松江藩主松平家墓所整備事業費補助金	1,472,000
史跡及び名勝菅田庵調査事業費	1,000,000
堀川美化事業費	11,400,000
観光協会運営補助金	2,290,000
ホーランエンヤ事業費	200,000
地域振興事務費	5,313,000
市長が指定するもの	
休日救急診療事業費	30,000
高齢者クラブ助成	1,246,000
観光協会運営補助金	45,000
環境基本計画推進事業費	10,000
松江市育英基金積立金	4,160,000
私立保育所運営費	783,000
私立保育所運営費、子育て支援センター運営費	250,000
インバウンド観光推進事業費	10,000
一畑電車利用促進事業費	27,000
Ruby City MATSUE プロジェクト事業費	396,000
公民館管理費	1,000,000
中心市街地活性化基本計画策定費	110,000
障がい者の働く場づくり事業費補助金	140,000
販路拡大支援事業費	45,000
スポーツ振興基金積立金	40,000
UI ターン者企業体験支援事業費	20,000

総合交通体系推進費	40,000
拡大造林事業費	10,000
新規就農施設等整備事業費（ハード）	20,000
ひとり親家庭高校通学費助成	1,998,000
埋蔵文化財遺物整理事業費	20,000
美保関地域祭・行事等事業費	20,000
伝統工芸品育成事業費	10,000
合 計	44,357,020

3 令和元年度

(単位:円)

自然環境	
水質汚濁防止対策事業費	498,300
宍道湖・中海漁業資源維持再生事業費	2,700,000
販路拡大支援事業費	200,000
宍道湖水環境改善協議会負担金	2,002,000
どちらでもよい	
休日救急診療事業費	3,030,000
防災資機材整備事業費	2,612,284
高齢者クラブ助成	5,500,000
一畠電車利用促進事業費	7,000,000
次代を支えるひとづくり	
松江市育英基金積立金	965,000
市長が指定するもの	
私立運営費市補助金	150,000
中心市街地活性化推進費	20,000
【平成 30 年度募集】音楽×まちづくり	

	音楽文化振興事業費	185,000
	合 計	24,862,584

4 令和2年度

(単位:円)

自然環境		
環境保全型農業支援事業費 宍道湖・中海漁業資源維持再生事業費 嫁ヶ島活用事業費 松江しんじ湖温泉振興対策事業補助金 松江しんじ湖温泉開湯 50 周年事業費 大山隠岐国立公園満喫プロジェクト推進事業費 宍道湖水環境改善協議会負担金 水質汚濁防止対策事業費 次世代の環境活動リーダー育成事業費 ボランティア清掃支援事業費 水辺の利活用促進事業費 水陸両用機等多目的施設管理運営費	1,166,305	
	2,214,000	
	2,484,000	
	818,000	
	1,000,000	
	6,000,000	
	1,328,783	
	1,475,000	
	28,000	
	3,662,830	
	1,227,796	
	1,700,000	
次代を支えるひとづくり		
担い手対策事業費 地域とすすめる「松江てらこや」事業費	1,500,000	
	1,627,895	
市長が指定するもの		
休日救急診療事業費 松江市育英基金積立金 総合交通体系推進費 アクションプラン推進事業費 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業費	20,000	
	965,000	
	10,000	
	60,000	
	994,000	

地域防災力強化推進事業費	20,000
動物保護管理等対策事業（保健所）	103,000
保健衛生諸費（保健所関連）	393,000
ジオパーク推進事業費	4,290,000
【平成 30 年度募集】教育×Ruby	
ICT 活用教育推進事業費	2,825,000
【平成 30 年度募集】音楽×まちづくり	
音楽文化振興事業費	175,000
合 計	36,087,609

5 令和 3 年度 (単位:円)

宍道湖・中海	
水質汚濁防止対策事業費	2,958,000
ボランティア清掃支援事業費	3,532,155
宍道湖・中海漁業資源維持再生事業費	2,698,000
販路拡大支援事業費	186,000
嫁ヶ島活用事業費	2,605,614
松江しんじ湖温泉振興対策事業補助金	1,900,000
宍道湖水環境改善協議会負担金	2,002,000
水辺の利活用促進事業費	120,765
脱プラスチック推進事業費	105,842
環境広報活動費	1,293,288
堀川美化事業費	7,515,000
ジオパーク推進事業費	5,000,000
水陸両用機等多目的施設管理運営費	1,700,000
次代を支える人づくり	

音楽×まちづくり		
その他 (Ruby)		
その他 (保護犬)		
保健衛生諸費（保健所関連）		
動物保護管理等対策事業（保健所）		
その他 (八雲地区)		
八雲地域いきいきまちづくり事業補助金		
使途を指定しない		
松江市重点推進品目奨励事業費		
教材備品整備費（小学校）		
教材備品整備費（中学校）		
合　　計		46,879,058

第5 監査の結果

1 寄附者の意向に沿った事業への積極的な基金の活用【意見】

(1) 現状

本基金は、少なくとも平成30年度以降、積立額が処分額を上回る状況が続いているおり、この間の差額は大きく開きつつある。令和3年度に至っては、積立額と処分額との差は約9074万円に及んでおり、寄附金の額に比して、当年度の事業に充当できず基金に積み立てられる割合が大きくなっている。

(2) 規範・規準

ふるさと納税寄附金は、寄附者がふるさと松江を応援する目的で寄附を行

うものであるから、市のまちづくりの財源として積極的に充当していくのが望ましい。

(3) 意見

ふるさと納税寄附金は、具体的な使途を定め又は定めないで松江市を応援する目的で寄附を行う制度であるから、寄附者の意向に沿う事業が存在する限り、なるべく積極的に本基金を充当していくことが望ましい。

第16章 松江歴史館維持補修基金

第1 基金の概要

1 所管部署

松江歴史館

2 根拠規定

松江歴史館維持補修基金条例

3 設置年月日

平成23年3月25日

4 設置目的

松江歴史館の維持補修に要する経費に充てるため

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合わせた基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利益のみ積立。

2 取崩方針

松江歴史館の維持補修の必要に応じて取崩。

3 基金が充当される事業の概要

松江歴史館の維持補修に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	37,929,345	98,346	13,337,254	24,690,437
H 3 0	24,690,437	9,849	4,956,336	19,743,950
R 1	19,743,950	3,981	5,087,060	14,660,871
R 2	14,660,871	4,398	3,058,000	11,607,269
R 3	11,607,269	116	286,440	11,320,945

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【意見】

(1) 現状

平成23年に松江歴史館が設立されたことに伴い、松江歴史館の維持補修に要する経費に充当することを目的として、電源立地地域対策交付金を原資として本基金が設立された。当初積立額は4000万円である。本基金の設立以降、運用利息のみの積立がなされ、維持補修の必要に応じて取崩が行われている。

電源立地地域対策交付金を原資とする基金であるため、処分の見通しについての計画が策定されており、同計画によれば令和7年度に取崩が行われて本基金の残高がゼロになることが予定されている。

松江歴史館は設立から10年以上が経過しており、老朽化が進んでいるが、必要に応じた維持修繕を行っていくことの他に、歴史館の修繕計画は策定されていない。本基金の残高がゼロになる令和7年度以降も、歴史館の維持修繕に要する経費は発生するものであり、今後の財源の確保について、財政課と協議を行っていくことである。

(2) 規範・規準

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電源地域整備室からの平成31年4月3日付「電源立地地域対策交付金で造成した基金の適正な執行の確保を図るための取組について」と題する通知によれば、電源立地地域対策交付金によって造成された基金については、基金の運用・処分期間は造成年度から10年以内を原則とするとされ、少なくとも5年に1回は定期的な見直しを行うこととされている。そして、通知以前に既に造成された基金についても通知の適用があるとされている。とすれば、電源立地地域対策交付金によって造成された基金について、造成年度から10年を経過し、基金残高の枯渇が見込まれる場合には、基金の廃止を検討するべきである。

(3) 意見

本基金は設立から10年以上が経過しており、令和7年度に基金残高がゼロとなる見込みである。もっとも、担当課としては、松江歴史館の維持修繕に要する経費にかかる財源の確保の必要があると考えているとのことである。そのため、松江歴史館の維持修繕のために一般財源から積み立てる等の方法により本基金をそのまま利用できるのか検討のうえ、本基金をそのまま利用できないのであれば、電源立地地域対策交付金を原資とする本基金については、令和7年度以降に廃止することを検討することが望ましい。

第17章 明々庵及び赤山茶道会館維持管理基金

第1 基金の概要

1 所管部署

文化振興課

2 根拠規定

明々庵及び赤山茶道会館維持管理基金条例

3 設置年月日

平成23年3月25日

4 設置目的

明々庵及び赤山茶道会館の維持管理に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために財産を維持するための基金

6 財源

地元寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

明々庵及び赤山茶道会館の維持管理の必要に応じて取崩。

3 基金が充当される事業の概要

明々庵及び赤山茶道会館の維持管理に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

処分額によるが、いずれは基金残高が無くなる。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	49,301,586	55,000	5,245,000	44,111,586
H 3 0	44,111,586	60,000	465,480	43,706,106
R 1	43,706,106	45,000	1,493,200	42,257,906
R 2	42,257,906	41,000	1,749,000	40,549,906
R 3	40,549,906	36,000	1,368,400	39,217,506

(単位：円)

第4 監査の結果

1 積立計画の策定【意見】

(1) 現状

平成22年、明々庵及び赤山茶道会館の維持管理を使途に指定されて、財団法人松江博物館の解散に伴う残余財産である7254万1780円が、同法人の管理者から寄附され、平成23年度に本基金が設立された。

積立は運用利息のみであり、維持管理のために毎年取崩が行われていることから、本基金の残高は令和3年末において3921万7506円まで減少している。明々庵及び赤山茶道会館の維持管理は今後も継続的に行われる必要があるが、運用利息を毎年積み立てることの他、積立金額の増加の具体的な計画などはない。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定する

ものであって、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業であることが前提であって、その事業の安定的かつ継続的な遂行のために、計画的な積立を行うことが望ましい。

(3) 意見

所管課としても、いざれは基金残高が無くなることを課題としているとおり、運用利息のみの積立であれば基金残高は枯渇する。明々庵及び赤山茶道会館の維持管理は今後も継続的に行われるもので、大規模な修繕等の必要性もあることからすれば、明々庵及び赤山茶道会館の維持管理事業の安定的かつ継続的な遂行のため、財源を確保し、本基金の積立計画を策定することが望ましい。

第18章 松江市地域振興基金

第1 基金の概要

1 所管部署

財政課

2 根拠規定

松江市地域振興基金条例

3 設置年月日

平成24年3月27日

4 設置目的

新市まちづくり計画に基づき実施する地域振興に資する事業に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

合併特例債

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

合併特例債により積み立て、新市まちづくり計画に基づく地域振興事業に充てるため、松江市中期財政見通しの中で、5年間の見込を立てて取崩しを行う。

2 基金が充当される事業の概要

地域振興事業の経費

（スマート自治体推進事業、賦課徴収事務費、中村元記念館活用事業、私立保育所単助成、私立保育所保育士確保対策事業費補助金、特産物振興対策

事業、企業立地奨励補助金、企業立地支援補助金、ものづくりアクションプラン事業、観光客受入事業、松江城天守国宝指定5周年記念事業、観光関係一般経費、子どもたちが遊びたくなる公園づくり事業、外国語指導助手（ALT）配置事業、教材図書等購入、放課後子ども教室事業）

3 目標額

40億円を積立目標とし、すでに積立目標額を達成済み

4 課題・見通し

一般財源からの積立は予定しておらず、基金の残高がなくなった場合は、廃止を予定している。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	2,298,115,526	502,557,000	800,000,000	2,000,672,526
H 3 0	2,000,672,526	502,707,000	500,000,000	2,003,379,526
R 1	2,003,379,526	502,030,000	500,000,000	2,005,409,526
R 2	2,005,409,526	1,908,000	500,000,000	1,507,317,526
R 3	1,507,317,526	1,315,000	12,483,000	1,496,149,526

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第19章 松江市環境創造・子ども未来基金

第1 基金の概要

1 所管部署

環境エネルギー課

2 根拠規定

松江市環境創造・子ども未来基金条例

3 設置年月日

平成25年7月5日

4 設置目的

松江市の恵まれた自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するとともに、未来の松江市を支える子どもたちの健全な育成に資するため

5 基金の種別

特定の目的のために財産を維持するための基金

6 財源

ごみ処理の際に発電した電気の売電収益

第2 基金の方針等

1 積立方針

予算で定める額。

2 取崩方針

特になし。

3 基金が充当される事業の概要

松江市の恵まれた自然環境を保全し、快適な生活環境を創造するとともに、未来の松江市を支える子どもたちの健全な育成に資する事業

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

平成23年4月から供用開始となったガス化溶融炉エコクリーン松江はごみの焼却熱を利用した発電が可能で、当初から売電を行っていた。平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取（F I T）制度の導入が始まり、売電額が高額になったため、本基金が設立されることになった。

再生可能エネルギーの固定価格買取（F I T）制度とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度であり、対象となる再生可能エネルギーには太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスの5つがある。

平成25年度に基金が設立され、平成25年度、平成26年度に各200万円、平成27年度に4300万円（内2300万円は専決による積立）が積み立てられている。平成25年度から平成27年度までは売電収入が2億7000万円を超えていたが、平成28年度以降は2億5000万円を下回っており、今後も売電収入が増加する見込みはない。ガス化溶融炉の修繕費の経費もあるため、3億円程度の売電収入がなければ売電収益からの積立は困難とのことであり、運用利息以上の基金の積立はなされていない。

令和3年度は、本基金を活用して、再生可能エネルギー導入促進支援事業として約33万2000円、次世代の環境活動リーダー育成事業として約73万8000円、分別啓発事業費として33万円が取崩をされている。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	48,064,844	54,000	11,901,810	36,217,034
H 3 0	36,217,034	49,000	8,013,869	28,252,165
R 1	28,252,165	29,000	7,211,214	21,069,951
R 2	21,069,951	21,000	905,000	20,185,951
R 3	20,185,951	18,000	1,400,262	18,803,689

(単位：円)

第4 監査の結果

1 基金の必要性に応じた廃止の検討【意見】

(1) 現状

前記のとおり、3億円程度の売電収入がなければ売電収益から積立は困難であり、平成28年度以降は運用利息のみの積立しか行われていない。基金残高からして直ちに枯渇するおそれはないが、毎年一定額の取崩が行われております、運用利息のみの積立ではいずれ基金は枯渇する。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定するものであって、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業であることが前提となることから、基金の目的となる事業の必要性について検討し、必要性があるのであれば財源確保の検討をし、必要性がないのであれば廃止の検討をす

ることが望ましい。

(3) 意見

売電収入は3億円を下回っており、今後も売電収入が増加する見込みはないため、平成28年度以降運用利息のみの積立であって、今後も売電収益からの積立ができる見込みはない。そのため、財源を売電収益に限定すれば、いずれ本基金は枯渇するおそれがある。

本基金の設置目的となる事業の必要性について検討し、必要性があるのであれば売電収益以外にも財源を広げることを検討することが望ましい。また、必要性がないのであれば、本基金を廃止することも検討することが望ましい。

第20章 松江市防災行政無線維持補修基金

第1 基金の概要

1 所管部署

防災危機管理課

2 根拠規定

松江市防災行政無線維持補修基金条例

3 設置年月日

平成26年3月26日

4 設置目的

松江市防災行政無線の維持補修に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

県支出金（島根県原子力発電施設立地地域共生交付金）

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ。

2 取崩方針

松江市防災行政無線の維持補修に要する経費を毎年度取崩す。

3 基金が充当される事業の概要

松江市防災行政無線の維持補修事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

本基金は、県支出金（島根県原子力発電施設立地地域共生交付金）が財源

である。

原子力発電施設の長期的な運転の円滑化を図るため、高経年化した原子力発電施設が所在する道県に対し、国から交付金が交付される。島根県では中国電力株式会社の島根原子力発電所1号機が該当する。島根県では「安全・安心」をテーマに地域振興計画を作成し、平成22年度から平成26年度において防災行政無線整備事業（松江市実施事業）を実施した。同事業の概要は、自然災害や危機管理事案、万が一の原子力災害が発生した場合に備えて、緊急情報を住民に向けて一斉に送信できるよう防災行政無線による情報伝達体制を整備するというものである。同事業によって平成26年度に整備された防災行政無線の維持補修に要する経費に充てるため本基金が設置された。

上記のように、本基金は島根県原子力発電施設立地地域共生交付金によって造成されたものであるが、平成31年4月3日付け「電源立地地域対策交付金で造成した基金の適正な執行の確保を図るために取組について」の事務連絡が、各経済産業局の電源立地地域対策交付金担当課に対して発出された。それによれば、基金造成までの留意事項として、下記のとおり定められた。

①基金により実施する必要のある事業であるか検討すること。

【基金の性質】

ア 複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること

イ あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められること

②基金事業の事業実施計画を作成すること。特に、施設の整備、維持補修又は維持運営に係る事業を実施する際は、対象とする施設及び当該施設に係

る事業実施計画（施設整備の工程、長期修繕計画等）を明確化すること。

③基金の運用・処分計画は、対象とする事業及び施設ごとの総事業費、基金充当額の積算根拠を明確にすること。

④基金の運用・処分期間は、基金の種類に関わらず造成年度から10年以内を原則とする。なお、基金の運用・処分期間が5年を超えるものは、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこととする。（運用・処分期間が6～10年の基金の場合、少なくとも5年目に見直しを行うこと。）

上記のような留意事項の定めにより、令和元年度に基金の事業実施計画が作成され、毎年の処分計画額が定められ、令和9年度に基金残高がゼロとなることが計画として明らかとなった。担当課としては、基金の運用・処分期間は、基金の種類に関わらず造成年度から10年以内と留意されたことも考慮し、令和9年度に残高がゼロになることによって、本基金を廃止する考え方とのことである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	123,092,673	319,164	9,088,200	114,323,637
H 3 0	114,323,637	45,604	11,167,470	103,201,771
R 1	103,201,771	20,810	9,528,040	93,694,541
R 2	93,694,541	28,108	8,947,785	84,774,864
R 3	84,774,864	848	8,910,880	75,864,832

（単位：円）

第4 監査の結果

該当事項なし

第21章 松江市歴史まちづくり基金

第1 基金の概要

1 所管部署

文化財課（歴史的建造物保存承継事業分）

松江城・史料調査課（松江城保存整備分）

2 根拠規定

松江市歴史まちづくり基金条例

3 設置年月日

平成28年7月4日

4 設置目的

松江城天守及び史跡松江城内の整備並びに歴史的建造物の保全承継の事業に要する経費に充てるため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

寄附金

天守登閣料

一般財源

MINTO機構（民間都市開発の推進に関する特別措置法により、国が指定している団体。民間事業者が行う都市開発事業に対して出資や低利子貸付、助成、参画を行っている。）からの出資金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

歴史的建造物保存承継事業分は、新規の積立はなく、運用利息のみを積立てている。取崩は、歴史的建造物保存承継事業登録建物の修繕費用補助金と

して支出している。

松江城保存整備分は、およそ30年後に松江城の天守解体修理を伴う大修理を見込んでおり、毎年5000万円程度を目標に寄附金及び天守登閣料から積立を行っている。

2 基金が充当される事業の概要

歴史的建造物保存承継事業登録建物の修繕費用補助金

松江城天守解体修理をはじめとする松江城の整備事業費

3 目標額

松江城保存整備分は、およそ30年後の松江城の大規模修繕費用概算30億円のうち、市の負担分14億円を毎年5000万円程度を目標に積み立てる。

4 課題・見通し

松江城天守の大規模修理に向けた基金積立の増額、新型コロナウィルス感染症の影響により、積立原資となる天守登閣料収入の減少。

第3 基金残高の推移

【全体】

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	61,504,177	10,061,334	2,284,000	69,281,511
H 3 0	69,281,511	30,006,908	9,493,000	89,795,419
R 1	89,795,419	50,013,579	6,222,000	133,586,998
R 2	133,586,998	8,811,357	6,000,000	136,398,355
R 3	136,398,355	11,664,421	2,882,000	145,180,776

(単位：円)

【松江城保存整備分】

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	1,500,000	10,001,495	1,500,000	10,001,495
H 3 0	10,001,495	30,000,997	0	40,002,492
R 1	40,002,492	50,006,049	0	90,008,541
R 2	90,008,541	8,807,000	0	98,815,541
R 3	98,815,541	11,664,046	0	110,479,587

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第22章 松江の林業振興と豊かな森づくり基金

第1 基金の概要

1 所管部署

農林基盤整備課

2 根拠規定

松江の林業振興と豊かな森づくり基金条例

3 設置年月日

平成31年4月1日

4 設置目的

森林整備及び森林資源の利用促進並びに林業を支える担い手確保に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

森林環境譲与税

第2 基金の方針等

1 積立方針

事業確定後に収支計算を行い、森林環境譲与税が事業費を上回る場合は残金を積み立てる。

2 取崩方針

事業確定後に収支計算を行い、森林環境譲与税が事業費を下回る場合は不足分について基金を取り崩す。

3 基金が充当される事業の概要

森林整備及び森林資源の利用促進並びに林業を支える担い手確保に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有権や境界が分からぬ森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。このような状況の下、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設された（以上、林野庁HP参照）。これを受け、平成31年4月1日、森林環境税及び森林環境譲与税を原資として、本基金が設立された。

事業確定後に収支計算を行い、森林環境譲与税が事業費を上回る場合は残金を積み立て、事業費を下回る場合は不足分を基金から取り崩すとの方針である。令和元年度から令和3年度までは森林環境譲与税が事業費を上回っているため、基金は積み立てられており、取り崩しは行われていない。令和6年度からは譲与税配分額が増加されることになっている。

森林環境税は目的税であるため、譲与される税は適正かつ有効に活用されたうえで、できるだけ使い切ることが求められている。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
R 1	0	7,521,870	0	7,521,870
R 2	7,521,870	15,663,874	0	23,185,744
R 3	23,185,744	3,527,548	0	26,713,292

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第23章 鹿島地域振興基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

鹿島地域振興基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成3年12月25日

4 設置目的

松江市鹿島地区の公共施設の建設地域振興及び防災その他の安心安全に資する事業の財源に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

指定寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、松江市鹿島地区の公共施設の建設、地域振興及び防災その他の安心安全に資する事業の経費に充てられている。直近3か年に本基金が充てられた具体的な事業と当該事業の担当課は、以下のとおりである。

(1) 令和元年度

- ・佐陀神能舞殿修理事業費（観光文化課）
- ・佐陀神能用具等修理・新調事業費（観光文化課）
- ・古浦西長江線交差点視距改良事業費（道路課）
- ・消防車両購入費（消防本部消防総務課）

(2) 令和2年度

- ・水産加工団地用取水施設の移転新築及びアワビ等の陸上養殖調査事業（水産振興課）
- ・鹿島町内防災行政無線のデジタル化に伴う屋内告知端末整備（防災安全課）
- ・鹿島町名分「才の丘団地内調整池」の機能確保（資産経営課・河川課）
- ・佐太神社舞殿改修・用具新調・修繕事業（観光文化課）
- ・鹿島文化ホールピアノ「ベーゼンドルファー」オーバーホール（生涯学習課）
- ・市道古浦西長江線交差点視距改良事業（建設総務課・道路課）

(3) 令和3年度

- ・鹿島水産加工団地整備費（水産振興課）
- ・佐陀神能舞殿修理事業費（観光文化課）
- ・佐陀神能用具等修理・新調事業費（観光文化課）
- ・重文佐太神社防災施設整備事業費補助金（まちづくり文化財課）
- ・鹿島古浦展望台整備事業費（観光施設課）
- ・古浦西長江線交差点視距改良事業費（建設総務課・道路課）
- ・管理工事費（才の丘団地調整池補修工事）（河川課）
- ・屋内告知端末整備事業費（情報統計課）

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成17年合併に伴い、松江市が旧鹿島町から引き継いだものであり、以後、本基金への積立は、原田団地の公共事業代替地売払収入（平成21、27、29年度）及び佐太幼稚園改築事業費確定に伴う積戻し（平成30年度）を除き、本基金の運用益のみである。

本基金は将来的な積立の予定もなく、今後も条例に定める目的に適う事業に充当し、残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H29	1,522,101,071	12,233,225	20,756,280	1,513,578,016
H30	1,513,578,016	12,277,598	26,948,400	1,498,907,214
R1	1,498,907,214	1,519,000	23,505,391	1,476,920,823
R2	1,476,920,823	1,405,000	156,564,560	1,321,761,263
R3	1,371,761,263	1,153,000	144,453,694	1,178,460,569

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第24章 恵曇漁業開発基金

第1 基金の概要

1 所管部署

水産振興課

2 根拠規定

鹿島開発基金条例

地方財政法

3 設置年月日

昭和61年12月23日

4 設置目的

鹿島町御津地区及び恵曇漁業協同組合の地区内の産業開発と地区民の福祉向上等のため

5 基金の種別

財政調整基金

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

地元寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

本基金の残高はなく、今後の積立予定もない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、地区内の産業開発と地区民の福祉向上等に資する事業に充てられるものであるが、平成17年度を最後に処分実績及び残高はない。過去

の処分内容についても、すでに資料が残存しておらず不明である。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、すでに残高も今後の積立予定もなく、鹿島開発基金条例に基づいて造成された5つの基金すべての残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	0	0	0	0
H 3 0	0	0	0	0
R 1	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、基金造成当時の原資及びその額に止まらず、最後に基金が処分された際の使途についても記録が残っておらず不明であり、いわば基金の「枠」だけが存在している状態である。

(2) 規範・規準

基金は、地方自治法に定める会計年度独立の原則（同法第208条第2項）

の例外であるから、特定の目的のために資金を積み立てるために造成された基金は、残高がなくなり、かつ、積立の目的が失われ、将来的な積立及び活用の予定もない場合には、廃止を検討すべきである。

(3) 指摘

本基金は、長期にわたり全く活用されていない上、関連する文書の保存期限も過ぎており、既に存在意義がないと評価せざるを得ない。

担当課によると、本基金の根拠条例には本基金を含む5つの基金の設置が規定されており、このうち1基金について残高があるため本基金も廃止できないとのことである。

しかしながら、既に実体がなく、過去の活用実績すら不明瞭な基金を維持・管理していく必要性は乏しく、本基金は今や管理コストを要するのみの状態と言わざるを得ないのであるから、基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。

第25章 片句開発基金

第1 基金の概要

1 所管部署

市民生活相談課

2 根拠規定

鹿島開発基金条例

地方財政法

3 設置年月日

昭和43年10月1日

4 設置目的

鹿島町御津地区及び恵曇漁業協同組合の地区内の産業開発と地区民の福祉向上等のため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

地元寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていないが、毎年度30万円を予算化して、本基金の目的に適う事業の経費に充てられている。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、地区内の産業開発と地区民の福祉向上等に資する事業に充てられる。具体的には、片句自治会が実施する事業（子ども会や老人会等の活

動) の経費に充てられている。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、今後の積立予定もなく、残高がなくなった時点で鹿島開発基金条例に基づいて造成された他の基金と併せて廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	1,898,181	3,000	119,000	1,782,181
H 3 0	1,782,181	3,000	145,000	1,640,181
R 1	1,640,181	2,000	109,000	1,533,181
R 2	1,533,181	2,000	0	1,535,181
R 3	1,535,181	2,000	0	1,537,181

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第26章 御津開発基金

第1 基金の概要

1 所管部署

市民生活相談課

2 根拠規定

鹿島開発基金条例

地方財政法

3 設置年月日

昭和43年10月1日

4 設置目的

鹿島町御津地区及び恵曇漁業協同組合の地区内の産業開発と地区民の福祉向上等のため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

地元寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

本基金の残高はなく、今後の積立予定もない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、地区内の産業開発と地区民の福祉向上等に資する事業に充てられるものであるが、平成27年度を最後に処分実績及び残高はない。過去の処分内容についても、すでに資料が残存しておらず不明である。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、すでに残高も今後の積立予定もなく、鹿島開発基金条例に基づいて造成された5つの基金すべての残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	0	0	0	0
H 3 0	0	0	0	0
R 1	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、基金造成当時の原資及びその額に止まらず、最後に基金が処分された際の使途についても記録が残っておらず不明であり、いわば基金の「枠」だけが存在している状態である。

(2) 規範・規準

基金は、地方自治法に定める会計年度独立の原則（同法第208条第2項）の例外であるから、特定の目的のために資金を積み立てるために造成された

基金は、残高がなくなり、かつ、積立の目的が失われ、将来的な積立及び活用の予定もない場合には、廃止を検討すべきである。

(3) 指摘

本基金は、長期にわたり全く活用されていない上、関連する文書の保存期限も過ぎており、既に存在意義がないと評価せざるを得ない。

担当課によると、本基金の根拠条例には本基金を含む5つの基金の設置が規定されており、このうち1基金について残高があるため本基金も廃止できないとのことである。

しかしながら、既に実体がなく、過去の活用実績すら不明瞭な基金を維持・管理していく必要性は乏しく、本基金は今や管理コストを要するのみの状態と言わざるを得ないのであるから、基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。

第27章 片句漁業開発基金

第1 基金の概要

1 所管部署

水産振興課

2 根拠規定

鹿島開発基金条例

松江市鹿島町片句漁業開発基金事業費補助金交付要綱

地方財政法

3 設置年月日

昭和44年7月1日

4 設置目的

鹿島町御津地区及び恵曇漁業協同組合の地区内の産業開発と地区民の福祉向上等のため

5 基金の種別

財政調整基金

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

地元寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

本基金の残高はなく、今後の積立予定もない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、鹿島町片句地区内の水産業の振興に要する経費に充てられる

ものであるが、平成27年度を最後に処分実績及び残高はない。過去の処分内容についても、すでに資料が残存しておらず不明である。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、すでに残高も今後の積立予定もなく、鹿島開発基金条例に基づいて造成された5つの基金すべての残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	0	0	0	0
H 3 0	0	0	0	0
R 1	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、基金造成当時の原資及びその額に止まらず、最後に基金が処分された際の使途についても記録が残っておらず不明であり、いわば基金の「枠」だけが存在している状態である。

(2) 規範・規準

基金は、地方自治法に定める会計年度独立の原則（同法第208条第2項）の例外であるから、特定の目的のために資金を積み立てるために造成された基金は、残高がなくなり、かつ、積立の目的が失われ、将来的な積立及び活用の予定もない場合には、廃止を検討すべきである。

（3） 指摘

本基金は、長期にわたり全く活用されていない上、関連する文書の保存期限も過ぎており、既に存在意義がないと評価せざるを得ない。

担当課によると、本基金の根拠条例には本基金を含む5つの基金の設置が規定されており、このうち1基金について残高があるため本基金も廃止できないとのことである。

しかしながら、既に実体がなく、過去の活用実績すら不明瞭な基金を維持・管理していく必要性は乏しく、本基金は今や管理コストを要するのみの状態と言わざるを得ないのであるから、基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。

第28章 御津漁業開発基金

第1 基金の概要

1 所管部署

水産振興課

2 根拠規定

鹿島開発基金条例

松江市鹿島町御津漁業開発基金事業費補助金交付要綱

地方財政法

3 設置年月日

昭和61年3月27日

4 設置目的

鹿島町御津地区及び恵曇漁業協同組合の地区内の産業開発と地区民の福祉向上等のため

5 基金の種別

財政調整基金

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

地元寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

本基金の残高はなく、今後の積立予定もない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、鹿島町御津地区内の水産業の振興に要する経費に充てられる

ものである。具体的には、漁港倉庫のシャッターの修繕費（平成28年度）等に充てられているが、上記の処分を最後に残高はなくなり、その後の処分実績はない。

4 目標額

なし

5 課題・見通し

本基金は、すでに残高も今後の積立予定もなく、鹿島開発基金条例に基づいて造成された5つの基金すべての残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H29	0	0	0	0
H30	0	0	0	0
R1	0	0	0	0
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、基金造成当時の原資及びその額が不明であるほか、平成28年度の処分を最後に残高ゼロの状態が続いている、いわば基金の「枠」だけが存在している状態である。

(2) 規範・規準

基金は、地方自治法に定める会計年度独立の原則（同法第208条第2項）の例外であるから、特定の目的のために資金を積み立てるために造成された基金は、残高がなくなり、かつ、積立の目的が失われ、将来的な積立及び活用の予定もない場合には、廃止を検討すべきである。

(3) 指摘

本基金は、5年以上も残高ゼロの状態が続いている上、今後の活用の予定もない以上、既に存在意義がないと評価せざるを得ない。

担当課によると、本基金の根拠条例には本基金を含む5つの基金の設置が規定されており、このうち1基金について残高があるため本基金も廃止できないとのことである。

しかしながら、既に実体がなく、今後の活用の予定すらない基金を維持・管理していく必要性は乏しく、本基金は今や管理コストを要するのみの状態と言わざるを得ないのであるから、基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。

第29章 鹿島公用施設維持基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

鹿島公用施設維持基金条例

3 設置年月日

昭和59年3月26日

4 設置目的

交付金により整備された公用施設の修繕その他の維持補修に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立の方針はなく、国からの指導により令和11年度までに取崩を行い、廃止する予定。

2 基金が充当される事業の概要

本基金は、対象年度内に交付金で造成された施設が対象となっており、その維持修繕費用に充当されている。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

令和11年度を目途に廃止される予定。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	150,553,184	390,366	21,188,287	129,755,263
H 3 0	129,755,263	51,760	6,873,621	122,933,402
R 1	122,933,402	24,789	13,578,745	109,379,446
R 2	109,379,446	32,814	7,773,490	101,638,770
R 3	101,638,770	1,016	4,805,189	96,834,597

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第30章 鹿島農業支援施設維持補修基金

第1 基金の概要

1 所管部署

農政課

2 根拠規定

鹿島農業支援施設維持補修基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成16年3月19日

4 設置目的

農業支援施設の修繕その他の維持補修に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

本基金は、電源立地地域対策交付金を原資として造成された基金であり、令和元年度に策定された基金処分計画に基づき、令和9年度末までに全額取り崩す方針とされている。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、「鹿島農業支援施設の設置及び管理に関する条例」第2条に基づいて設置された農業支援施設の修繕その他の維持補修に充てられるもの

である。直近5か年における本基金の処分内容は、以下のとおりである。

(1) 平成29年度

エアコン部品取替、エアコンパネル取替、圧力煮炊窯購入

(2) 平成30年度

該当なし

(3) 令和元年度

味噌醸造室エアコン更新、会議室エアコン更新、事務室エアコン更新

(4) 令和2年度

該当なし

(5) 令和3年度

該当なし

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、令和9年度末までに全額取り崩すことが予定されており、残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	9,159,506	23,749	2,496,852	6,686,403
H 3 0	6,686,403	2,667	0	6,689,070
R 1	6,689,070	1,349	1,830,600	4,859,819
R 2	4,859,819	1,458	0	4,861,277
R 3	4,861,277	49	0	4,861,326

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第31章 鹿島温泉施設維持運営基金

第1 基金の概要

1 所管部署

観光施設課

2 根拠規定

鹿島温泉施設維持運営基金条例

3 設置年月日

平成16年3月19日

4 設置目的

温泉施設の維持管理及び効率的な運営に要する経費に充てるため

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合わせた基金

6 財源

使用料・諸収入

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

温泉施設の施設・設備の維持修繕の経費に充当して取り崩す。

3 基金が充当される事業の概要

温泉施設の維持管理及び効率的な運営に資する事業。

4 目標額

なし

5 課題・見通し

松江市に合併前の旧鹿島町の時に、電源立地地域対策交付金で整備した

温泉施設である鹿島多久の湯の運営黒字部分を、今後必要となる維持修繕のための基金として積み立てたものである。平成29年度の取崩をもって本基金の残高はゼロとなっており、基金設置条例の廃止時期が課題とされている。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H29	1,282,806	2,000	1,284,806	0
H30	0	0	0	0
R1	0	0	0	0
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金の残高は、前記のとおり、平成29年度の取崩によって残高がゼロとなり、以後、積立も取崩も行われていない。担当課としても、基金条例の廃止時期を課題としている。

(2) 規範・規準

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を規定する。

(3) 指摘

本基金は、平成29年度以後、残高がゼロとなっており、かつ、担当課も廃止時期が課題と考えていることからすれば、必要性が乏しく、基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。

第32章 鹿島公用施設維持補修基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

鹿島公用施設維持補修基金条例

3 設置年月日

平成17年3月17日

4 設置目的

公用施設の修繕その他の維持補修に要する経費に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立の方針はなく、国からの指導により令和11年度までに取崩を行い、廃止する予定。

2 基金が充当される事業の概要

本基金は、対象年度内に交付金で造成された施設が対象となっており、その維持修繕費用に充当されている。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

令和11年度を目途に廃止される予定。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	230,794,127	598,421	729,432	230,663,116
H 3 0	230,663,116	92,012	4,226,040	226,529,088
R 1	226,529,088	45,678	2,813,796	223,760,970
R 2	223,760,970	67,128	5,526,400	218,301,698
R 3	218,301,698	2,183	15,486,900	202,816,981

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第33章 鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金

第1 基金の概要

1 所管部署

水産振興課

2 根拠規定

鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成17年3月17日

4 設置目的

鹿島・島根栽培漁業振興センター（以下、本章において「振興センター」という。）の維持補修に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

本基金は、電源立地地域対策交付金を原資として造成された基金であり、令和元年度に策定された基金処分計画に基づき、令和5年度末までに全額を取り崩す方針とされている。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、振興センターの維持補修に要する経費に充てられている。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、令和5年度末までに全額取り崩すことが予定されており、残高がなくなった時点で廃止が検討される見通しである。

なお、本基金枯渇後の振興センターの維持補修費用は、平成29年度に本基金とほぼ同旨の事業に処分可能な別箇の基金（鹿島・島根裁判漁業振興センター施設管理運営基金）が造成されているため、上記別箇の基金から支出する見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	4,022,599	10,430	0	4,033,029
H 3 0	4,033,029	1,609	0	4,034,638
R 1	4,034,638	814	0	4,035,452
R 2	4,035,452	1,211	646,800	3,389,863
R 3	3,389,863	34	173,250	3,216,647

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第34章 鹿島・島根栽培漁業振興施設整備運営事業種苗放流等推進基金

第1 基金の概要

1 所管部署

水産振興課

2 根拠規定

鹿島・島根栽培漁業振興施設整備運営事業種苗放流等推進基金条例

松江市種苗放流等推進事業費補助金交付要綱

地方財政法

3 設置年月日

平成17年3月17日

4 設置目的

鹿島・島根地区の水産業振興に資するため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

指定寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

- (1) 本基金は、漁業協同組合 J F しまねが、鹿島・島根栽培漁業振興センター（以下、本章において「振興センター」という。）からアワビ種苗を購入して実施する種苗放流等の栽培漁業振興事業の積極的な推進を図り、鹿島・

島根地区の水産業振興に資する事業の経費に充てられる。具体的には、振興センターで生産されたアワビ種苗の購入経費に対する補助金に充てられており、直近5か年の処分実績は、以下のとおりである。

① 平成29年度

稚貝30円／個×15万5200個分

② 平成30年度

稚貝30円／個×15万個分

③ 令和元年度

稚貝30円／個×1万5000個分（本基金残高の減少に伴い、放流個体数が前年度の1割に削減された）

④ 令和2年度

稚貝60円／個×1万2300個分

⑤ 令和3年度

稚貝60円／個×1万2300個分

(2) 本基金については、鹿島・島根栽培漁業振興施設整備運営事業種苗放流等推進基金条例第6条において、振興センターの管理運営経費若しくは修理費又は当該基金の管理に要する事務経費等の財源には一切充てることができない旨が定められている。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成17年に振興センターが稼働開始したことに伴い、中国電力株式会社から5000万円の出捐を受けて造成されたものであり、以後、本基金への積立は基金運用益のみである。

本基金への将来的な積立の予定はなく、現在の基金取崩状況が続く限り、数年後には残高の枯渇が見込まれる。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	16,634,819	19,000	4,656,000	11,997,819
H 3 0	11,997,819	17,000	4,500,000	7,514,819
R 1	7,514,819	8,000	441,000	7,081,819
R 2	7,081,819	7,000	714,546	6,374,273
R 3	6,374,273	6,000	738,000	5,642,273

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第35章 鹿島・島根栽培漁業振興センター施設管理運営基金

第1 基金の概要

1 所管部署

水産振興課

2 根拠規定

鹿島・島根栽培漁業振興センター施設管理運営基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成29年12月19日

4 設置目的

鹿島・島根栽培漁業振興センター（以下、本章において「振興センター」という。）の維持修繕及び安定的な運営に要する経費に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

諸収入（生産物売払収入）

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立のほか、振興センターで生産したアワビ種苗の販売利益の一部を積み立てている。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、振興センターの維持修繕及び安定的な運営に要する経費に充てられるものであり、直近5か年の処分実績としては、令和3年度に実施し

た振興センターのインバーター盤追加工事、配管設備工事の費用に本基金が充当されている。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

(1) 本基金は、平成17年度に造成された「鹿島・島根栽培漁業振興センター維持運営基金」（平成29年12月19日廃止。以下「維持運営基金」という。）の後継として、アワビ種苗の販売利益を振興センターの維持修繕及び運営経費に充てる目的で、平成29年度に造成されたものである。

なお、振興センターの維持補修費用については、本基金とは別に、「鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金」（第33章参照）が存在しているが、上記基金は、電源立地地域対策交付金を原資とする基金（電源系基金）であり、令和9年度をもって廃止される見通しである。上記基金の廃止後は、振興センターの維持補修に係る費用の原資は、本基金に一本化されることになる予定である。

(2) また、本基金は、アワビ種苗の販売利益の一部という原資の性質上、積立額が種苗生産の実績に左右される面が否めず、安定的な基金の積立が困難という課題がある。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	0	1,798,790	0	1,798,790
H 3 0	1,798,790	10,752,227	0	12,551,017
R 1	12,551,017	8,987,070	0	21,538,087
R 2	21,538,087	5,192,630	0	26,730,717
R 3	26,730,717	24,000	13,888,184	12,866,533

(単位：円)

第4 監査の結果

1 管理運営計画の策定と積立目標額の設定【意見】

(1) 現状

本基金は、振興センターで生産されたアワビ種苗の販売利益の余剰分を、将来の振興センターの維持修繕及び運営経費に充てる目的で積み立てられているものであるが、積立額がアワビ種苗の生産高及び販売利益の多寡という偶然の事情に左右されるため、安定的な積立が実現されていない。

特に、アワビの種苗は、海水温が28度以上になると生育できないことから、自然環境の影響を受けやすく、生産高が不安定になり易い傾向がある。

(2) 規範・規準

特定の施設の維持修繕及び運営経費に充てる目的で造成された基金は、突発的な維持修繕の必要や運営経費の不足等に備えることができるよう、十分な基金残高が維持されていることが望ましい。

(3) 意見

本基金は、平成29年ころ、アワビ種苗の生産が比較的安定し、種苗販売から一定の利益が得られるようになったことを契機として、生産施設たる振興

センターの維持補修等を上記利益で賄うことを目指して造成されたものであるところ、基金の積立額が、海水温の変動等の自然環境に左右されるという課題を抱えており、令和3年度については、当該年度の新規積立に止まらず、振興センターの運営経費すら十分に賄えない結果となった。

この点、本基金の積立原資が、アワビ種苗の販売利益の余剰分に限られている以上、アワビ種苗生産の不振が複数年度にわたって続く事態が生じた場合、本基金が枯渇し、振興センターの維持補修費用等を賄うことができない事態に陥る可能性も否定できない。

特に、現時点では、「鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金」が本基金とは別に存在しており、振興センターの維持補修費用の一部に上記基金を充てることも可能であるが（但し、上記基金は電源系基金であり、原状回復以上の維持補修費用に充てることはできない。）、上記基金が枯渇した後は、振興センターの管理運営費用は、本基金だけで賄う必要に迫られる。

こうした状況を踏まえると、本基金の安定的な残高の維持は、振興センターの維持運営の面でも重要な課題であると考えられる。本基金の積立原資の性質上、事前に具体的な積立計画を策定することは困難と思われるが、少なくとも、振興センターの中長期的な管理運営計画（本基金の処分計画）を策定した上、万が一にも本基金が枯渇することのないよう、策定した管理運営計画に対応可能な積立目標額を設定しておくことが望ましい。なお、その際には、振興センターの維持運営資金確保の必要性を踏まえ、一般財源からの積立を行うことの適否についても、併せて検討することが望ましい。

第36章 鹿島公用施設維持修繕基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

鹿島公用施設維持修繕基金条例

3 設置年月日

平成23年3月25日

4 設置目的

松江市鹿島町に所在する公用施設の修繕その他の維持補修に要する経費に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立の方針はなく、国からの指導により令和11年度までに取崩を行い、廃止する予定。

2 基金が充当される事業の概要

本基金は、鹿島町内にある施設がすべて対象となっており、その維持修繕費用に充当されている。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

令和11年度を目途に廃止される予定。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	424,977,586	1,101,914	22,549,630	403,529,870
H 3 0	403,529,870	160,969	73,083,138	330,607,701
R 1	330,607,701	66,664	38,564,029	292,110,336
R 2	292,110,336	87,633	63,481,220	228,716,749
R 3	228,716,749	2,286	46,809,143	181,909,892

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第37章 松江市鹿島マリーナ施設維持修繕基金

第1 基金の概要

1 所管部署

河川課

2 根拠規定

松江市鹿島マリーナ施設維持修繕基金条例

3 設置年月日

平成27年3月25日

4 設置目的

松江市鹿島マリーナの施設の修繕又は維持管理に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

使用料

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金造成原資は収入（マリーナ使用料）と支出（指定管理料と報奨金）との差額であり、毎年、収入と支出の差額を積み立てる。

2 取崩方針

維持修繕に要する費用の発生により隨時。

3 基金が充当される事業の概要

松江市鹿島マリーナの施設の修繕又は維持管理に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

過去5年の積立額の推移からすれば、積立金額は減少しているが、これは船舶の老朽化の影響によって鹿島マリーナを利用する船舶の数が減少していることが理由とのことである。

松江市鹿島マリーナは、平成17年、公共水域等の秩序の維持、住民の生活環境の保全及び海洋性レクリエーション活動の健全な発展に資することを目的として設置された。設置に係る総事業費は20億円であり、島根県が18億円、鹿島町が2億円を負担した。松江市鹿島マリーナの大規模修繕は設置から50年後を目途に行われることになっており、本基金はそのための積立も目的としている。もっとも、大規模修繕の前にも修繕又は維持管理のための処分は行われることは想定されている。具体的な計画として、鹿島マリーナに土砂が堆積していることによって船舶の航行に支障が生じることを避けるための緊急浚渫工事が令和4年度から令和5年3月にかけて行われることになっており、指定管理者と協議して松江市が工事費の2分の1を負担することを予定している。指定管理者との基本協定第18条によれば、維持管理に要する費用は指定管理者が負担することになっているが、予定されている緊急浚渫工事のような大規模な工事に関しては松江市が全額負担することになっている。しかし、本基金が設置される前においては、鹿島マリーナの収益は指定管理者が施設の修繕又は維持管理のために留保することができ、修繕又は維持管理は指定管理者の負担とするものとされていた経緯があった。そのため、本年度から予定されている緊急浚渫工事に関しては、かかる経緯から指定管理者も2分の1を負担することになり、松江市の負担は2分の1となったものである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	9,909,488	2,703,878	0	12,613,366
H 3 0	12,613,366	2,145,426	0	14,758,792
R 1	14,758,792	1,869,652	0	16,628,444
R 2	16,628,444	1,806,560	0	18,435,004
R 3	18,435,004	1,441,400	0	19,876,404

(単位：円)

第4 監査の結果

1 施設の維持修繕等の計画及び積立計画の策定【意見】

(1) 現状

基金設置から50年後に大規模修繕を予定していることや、それまでにも浚渫工事や予防的な修繕を行うことが想定されていることからすれば、現在の積立額では基金で全てを充足することは困難と思料され、担当課としても困難と考えているということである。使用料収入の減少によって基金の積立額が減少するなか、担当課としては近隣のマリーナの使用料等も参考としつつ、使用料の値上げを今後検討することである。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定するものであって、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業であることが前提

であって、その事業の安定的かつ継続的な遂行のために、計画的な積立を行うことが望ましい。

(3) 意見

鹿島マリーナは公共水域等の秩序の維持に寄与するなど重要性の高い施設といえ、修繕及び維持管理を適切に行なうことが、事業の安定的かつ継続的な遂行のために必要となるので、大規模修繕を含めた修繕及び維持管理の計画を策定のうえ、本基金の積立計画を策定することが望ましい。

第38章 島根教育振興基金

第1 基金の概要

1 所管部署

学校管理課

2 根拠規定

島根教育振興基金条例

3 設置年月日

平成9年12月25日

4 設置目的

島根地区の小・中学校の教育並びに社会教育の振興及び充実を図るため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

指定寄附

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

特になし。

3 基金が充当される事業の概

島根地区の小中学校の教育並びに社会教育の振興及び充実に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

合併前の旧島根町の基金であり、島根町の時は特定の事業に活用されて

いたが、合併後その事業は行われていない。条例の中の設置目的や地元了承等のことから活用方法が決まっていないこと。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	3,577,640	4,000	0	3,581,640
H 3 0	3,581,640	5,000	0	3,586,640
R 1	3,586,640	4,000	0	3,590,640
R 2	3,590,640	4,000	0	3,594,640
R 3	3,594,640	4,000	0	3,598,640

(単位：円)

第4 監査の結果

1 基金の必要性の再検討【意見】

(1) 現状

本条例は、平成17年3月31日の市町村合併により旧島根町が廃止されたことにともない、合併前の島根町教育振興基金条例（平成9年島根町条例第32号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）が、本基金に属するものとされた。本基金の財源については、記録は残っていないものの、元校長の経歴を有する特定の個人からの寄附が充てられているとのことである。

旧島根町においては、主に町内の中学生の海外派遣事業に活用されていたが、合併後、同事業が行われなくなった。平成17年度に基金の一部を島根小中学校の図書購入費に充当した。平成20年度に、再度、島根小中学校の図書購入費への充当を提案したが、地元の了承が得られなかった。令和2年度、地

元のスクールバスの購入による基金の活用を提案したものの、地元の了承が得られなかつた。

平成17年度を最後に基金は活用されず、それ以降令和2年度に至るまで、松江市から地元に対して本基金の活用の提案はなされていなかつた。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならぬと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定するものであつて、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業であることが前提であつて、長期間に亘って活用されていない基金については必要性を検討し、必要性がある場合には活用策を検討すべきであり、必要性がない場合には基金を維持する事務負担もかかることから廃止を検討すべきである。

(3) 意見

本基金は平成17年度に図書購入費として充当されてから活用されておらず、長期間活用されていないといえる。本基金の財源が特定寄附であるとしても、基金は会計年度独立の原則の例外であることからすれば、本基金の必要性について検討した上で、必要性がある場合には本基金の活用策を検討し、必要性がない場合には廃止を検討することが望ましい。

第39章 島根公用施設維持基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

島根公用施設維持基金条例

3 設置年月日

昭和59年3月15日

4 設置目的

電源立地地域対策交付金により整備された公用施設であって、修繕その他の維持補修に要する資金を積み立てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立・取崩の計画はない。運用利益を積立。国からの指導により令和7年度までに取崩を行い、廃止する予定。

2 基金が充当される事業の概要

対象施設は、野波診療所、商工観光センター、水産観光センターの3施設。

対象施設の維持修繕費用。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

令和 7 年度を目途に廃止予定。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	13,945,645	36,159	13,866,000	115,804
H 3 0	115,804	46	0	115,850
R 1	115,850	23	0	115,873
R 2	115,873	35	0	115,908
R 3	115,908	1	36,679	79,230

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第40章 島根発電用施設周辺地域振興基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

島根発電用施設周辺地域振興基金条例

3 設置年月日

平成13年10月2日

4 設置目的

発電用施設の周辺の地域への企業導入、産業近代化、福祉対策事業の充実のため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積み立てるための基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

平成19年度の事業をもって残高が0円となっており、積立・取崩とともに予定はない。

2 基金が充当される事業の概要

対象施設は明記しておらず、島根町内の施設整備に使われていたが、直近の処分実績がなく、詳細は不明である。

3 目標額

不明

4 課題・見通し

本基金は、平成19年度に島根複合施設整備費に使われており、電源立地地域対策交付金を財源としているので、造成された建物が残っている以上、基金・条例を残す予定である。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H29	0	0	0	0
H30	0	0	0	0
R1	0	0	0	0
R2	0	0	0	0
R3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、平成19年度に島根複合施設整備費に使われて以降残高が0円となっている。電源立地地域対策交付金を財源としているので、造成された建物が残っている以上、基金・条例を残す予定である。

(2) 規範・規準

平成18年8月15日閣議決定の「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」の3(1)基金事業を終了する時期等に関する基準①では、既に設置されている基金については、初回の見直しにあわせ、原則として平成27年度末を超えない範囲内で事業を終了する時期を設定することとされている。

本基金は、平成19年度に島根複合施設整備費に使われて以降残高が0円となっているのであるから、基金事業はすでに終了しているものと考えられる。

確かに、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産処分が制限される（電源立地地域対策交付金交付規則第28条第1項）が、これにより基金の廃止が制限されるものではない。

また、松江市において、電源立地地域対策交付金を財源とする他の基金については、事業計画に従って基金の残高が0円となった時点で、順次基金の運用は取り止め、条例の取り扱いについてはその際に併せて検討する予定としている。

（3）指摘

既に基金事業が終了し、10年以上残高が0円となっている本基金を存続する必要性は乏しく、電源立地地域対策交付金を財源とする他の基金と同様に、基金の廃止を検討すべきである。

第41章 島根電源地域振興整備基金

第1 基金の概要

1 所管部署

政策企画課

2 根拠規定

島根電源地域振興整備基金条例

3 設置年月日

平成16年12月27日

4 設置目的

電源地域の特殊性に鑑み、松江市島根地区の振興に資する整備事業に要する経費に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

指定寄附

寄附金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立の計画はなく、運用益を基金に積立。島根地区の防災安全のための費用に取崩。

2 基金が充当される事業の概要

用途が絞られているわけではないが、島根地区の防災安全のために利用。具体的には、マリンプラザ島根の維持修繕費用に充当。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	93,738,014	93,481	27,758,696	66,072,799
H 3 0	66,072,799	7,608	0	66,080,407
R 1	66,080,407	31,697	26,043,240	40,068,864
R 2	40,068,864	4,006	8,020,100	32,052,770
R 3	32,052,770	320	806,300	31,246,790

(単位：円)

第4 監査の結果

1 中長期的な計画の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、積立・取崩について中長期的な計画はない。

(2) 規範・規準

基金の効率的・安定的な運用の観点、また、基金の有効的・効果的な活用の観点からも、中長期的な計画の立案や基金の将来のあり方について検討することが必要である。

(3) 意見

基金の効率的・安定的運用や有効的・効果的な活用の観点から、本基金の中長期的な計画の立案や基金の将来のあり方について検討することが望ましい。

第42章 島根人材育成基金

第1 基金の概要

1 所管部署

S D G s 推進課

2 根拠規定

島根人材育成基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成2年3月12日

4 設置目的

人材育成（ふるさと創生）事業に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、旧島根町の時に造成された基金を引き継いだものであり、人材育成（ふるさと創生）事業の財源に充てられるものであるが、平成22年度以降、処分実績はない（平成22年度に「地域づくり事業費」として7万7000円が取り崩されているが、その具体的な内容は資料が残存しておらず

不明である。)。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成17年合併に伴い、松江市が旧島根町から引き継いだものであり、以後、本基金への積立は基金運用益のみである。

本基金は将来的な積立の予定もなく、平成22年度を最後に処分の実績もない。今後は、条例に定める目的に適う事業があればこれに充当し、残高がなくなった時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	16,483,492	19,000	0	16,502,492
H 3 0	16,502,492	23,000	0	16,525,492
R 1	16,525,492	17,000	0	16,542,492
R 2	16,542,492	16,000	0	16,558,492
R 3	16,558,492	15,000	0	16,573,492

(単位：円)

第4 監査の結果

1 有効活用策又は廃止の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、令和3年度末時点において約1657万円もの残高を維持しているが、その一方で、平成22年度以後、10年以上の長期にわたり本基金が活用された実績はない。

(2) 規範・規準

基金は、それを造成した目的（条例に定める目的）に従い、計画的に積立及び処分していくことが望ましい。

(3) 意見

本基金は、使用目的が旧島根町地域内における人材育成のための経費に限定されているが、長期にわたり塩漬けの状態が続いている。

拙速な取崩しを推奨するものではないが、今後の積立の予定もない以上、本基金の設置目的に適う事業がある場合には、本基金の使用を積極的に検討していくことが望ましく、仮に適切な使途がないのであれば、基金の廃止も含めた検討をすることが望ましい。

第43章 島根総合サイン整備基金

第1 基金の概要

1 所管部署

観光施設課

2 根拠規定

島根総合サイン整備基金条例

3 設置年月日

平成11年3月25日

4 設置目的

島根航路利用者及び観光客の利便性向上に資するため

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合わせた基金

6 財源

一般財源、分担金

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

サイン看板の維持・修繕に要する経費に充当して取り崩す。

3 基金が充当される事業の概要

総合サイン整備事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

基金設置条例の廃止時期

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	17,990	1,000	0	18,990
H 3 0	18,990	1,000	0	19,990
R 1	19,990	1,000	0	20,990
R 2	20,990	1,000	0	21,990
R 3	21,990	1,000	22,990	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

平成17年3月31日に旧島根町は松江市と合併したものであるが、旧島根町の時に島根町加賀港への隠岐汽船レインボーキャリア寄港のためのサイン看板が島根町内外に整備され、その維持管理に要する経費に充てるために設立された基金である。合併前の島根町総合サイン整備基金の設置管理及び処分に関する条例(平成11年島根町条例第2条)の規定により設置された基金に属していた現金(これから生ずる果実を含む。)は、施行日において、本基金に属するものとされた。なお、旧島根町の基金設立時の積立原資及び当初積立額については資料がなく、職員の聴き取りなどを行っても、分からなかったとのことである。

旧島根町の基金からの繰越し金は58万5861円であり、本基金の設立以後は運用利息のみ積立が行われている。取崩は平成17年度に23万8000円(使途は不明)、平成25年度に島根町加賀誘導案内看板補修費用として

33万6997円、令和3年度に島根町大芦サイン看板修繕費として2万2990円が取り崩されており、令和3年度の取崩をもって本基金残高はゼロとなっている。

現在隠岐汽船レインボーは島根町加賀港には寄港していないため、隠岐汽船レインボーの看板は撤去されているが、その他当時設置したサイン看板は各所に残っているため、今後も修繕や撤去等の経費は発生することである。もっとも、サイン看板の修繕や撤去等の経費については、発生するとしても年度において10～20万円程度を想定しているとのことである。

(2) 規範・規準

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない旨を規定する。

(3) 指摘

本基金の残高は長期間に亘って低額であり、令和3年度末に基金残高はゼロとなっている。対象事業の今後の見通しや、担当課としても廃止時期が課題と考えていることからすれば、必要性が乏しく、基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。

第44章 多古鼻公園施設維持運営基金

第1 基金の概要

1 所管部署

観光施設課

2 根拠規定

多古鼻公園施設維持運営基金条例

3 設置年月日

平成17年7月12日

4 設置目的

多古鼻公園施設の維持管理、維持補修及び効率的な運営に要する経費に充てるため

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合わせた基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ。

2 取崩方針

多古鼻公園施設の維持修繕の必要に応じて取崩。

3 基金が充当される事業の概要

多古鼻公園施設の維持管理、維持補修及び効率的な運営に資する事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

基金設置条例の廃止時期

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	345,519	896	327,000	19,415
H 3 0	19,415	8	19,423	0
R 1	0	0	0	0
R 2	0	0	0	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

1 廃止の検討【指摘】

(1) 現状

本基金は、電源立地地域対策交付金で整備した多古鼻公園施設（マリンパーク多古鼻）の維持修繕に要する経費に充当するために電源立地地域対策交付金を原資として積み立てられた基金である。

多古鼻公園施設は、自然公園法の規定による国立公園区域内の宿泊キャンプ、レクリエーション活動を行う施設として設置された（松江市多古鼻公園施設設置及び管理に関する条例第1条）。15棟のキャビン、20のキャンプサイトがあり、指定管理者によって管理されている。

本基金の設置された平成17年度に2000万円が積み立てられ、その後は運用利息のみの積立が行われてきた。取崩については、公園施設の維持修繕のため、キャビンの塗装工事費用、エアコン修繕費用等の費用に充当するため行われており、平成30年度に微細目スクリーンの取替費用45万986

4円のうち1万9423円に充当されたことによって本基金残高はゼロとなつた。

設備は老朽化しているために経費は絶えず発生しているが、平成30年度以降は基金の残高がゼロになっているため、基金からの充当はできていない。令和3年度から5年計画で大規模な改修が行われているところであり、数千万円の経費がかかることが想定されており、起債が活用されている。

(2) 規範・規準

地方自治法第2条第14項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨を規定する。

(3) 指摘

本基金は、平成30年度以後、残高がゼロとなっており、かつ、担当課も廃止時期が課題と考えていることからすれば、必要性が乏しく、基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。

第45章 チェリーロードさくら公園維持管理基金

第1 基金の概要

1 所管部署

観光施設課

2 根拠規定

チェリーロードさくら公園維持管理基金条例

3 設置年月日

平成22年3月26日

4 設置目的

チェリーロードさくら公園の維持管理に要する経費に充てるため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

電源立地地域対策交付金

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

前年度末の残高を原資として、発生した運用利益を積立。チェリーロードさくら公園の維持管理に要する費用に充当して取崩。

2 基金が充当される事業の概要

チェリーロードさくら公園の維持管理費（修繕費、清掃委託費、浄化槽等管理委託費、浄化槽検査手数料、電気代等）に充当。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

令和11年度を目途に廃止予定。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	7,889,171	20,456	382,564	7,527,063
H 3 0	7,527,063	3,003	396,176	7,133,890
R 1	7,133,890	1,439	398,430	6,736,899
R 2	6,736,899	2,021	369,595	6,369,325
R 3	6,369,325	64	622,849	5,746,540

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第46章 美保関ふるさとづくり基金

第1 基金の概要

1 所管部署

S D G s 推進課

2 根拠規定

美保関ふるさとづくり基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成元年3月22日

4 設置目的

美保関地区のふるさとづくり事業の実施に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源（ふるさと創生）

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、美保関地区のふるさとづくり事業の実施に要する費用に充てられる。直近5か年に本基金が充てられた具体的な事業と当該事業の担当課は、以下のとおりである。

（1）平成29年度

- ・千酌共同処理加工施設整備補助金（農政課）
- ・千酌港浚渫事業費（水産振興課）
- ・美保関観光ビュッフェ管理運営費（観光施設課）

（2）平成30年度

- ・稲積漁港整備費（水産振興課）
- ・漁港施設管理費（水産振興課）

（3）令和元年度～同3年度

- ・該当事業なし

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成17年合併に伴い、松江市が旧美保関町から引き継いだものであり、以後、本基金への積立は運用益のみである。

本基金は将来的な積立の予定もなく、基金残高がある限り、今後も条例に定める目的に適う事業に充当していくことになるが、直近3か年は処分のない状態が続いている。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	36,144,240	41,000	12,649,003	23,536,237
H 3 0	23,536,237	32,000	4,453,920	19,144,317
R 1	19,144,317	20,000	0	19,134,317
R 2	19,134,317	19,000	0	19,153,317
R 3	19,153,317	17,000	0	19,170,317

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第47章 美保関定住拠点建設基金

第1 基金の概要

1 所管部署

都市政策課

2 根拠規定

美保関定住拠点建設基金条例

3 設置年月日

平成15年3月20日

4 設置目的

美保関町地区における定住拠点建設事業実施に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために財産を維持するための基金

6 財源

県補助金（県立中海水中貯木場浚渫土処理） 4億5000万円

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

定住拠点建設事業の必要に応じて取崩。

3 基金が充当される事業の概要

美保関町地区における定住拠点建設事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

平成12年9月、国営中海土地開発事業として計画されていた本庄工区

の干拓中止が決定された。そのため、本庄工区の開発中止に伴う地域振興策として、島根県及び松江市合併前の美保関町が主体となり、つるべ湾埋め立て工事に関する覚書が締結された。同覚書の内容は、島根県が県立中海水中貯木場の維持管理上必要な堆積土を浚渫し、美保関町が整備する埋立地以内に搬入すること、美保関町が公有水面埋め立てに必要な免許を取得の上、定住拠点整備にかかる埋立工事を実施し、つるべ湾奥部において堤防を建設するというもので、島根県が美保関町に補助金として4億5000万円を交付するというものである。平成13年に美保関町が測量・調査・設計を開始した。平成15年3月20日、美保関町が基金（美保関町定住拠点建設基金）を設置し、同月24日、上記島根県からの補助金4億5000万円が交付され、その全額が基金に積み立てられた。平成17年3月31日、旧美保関町が松江市に合併されたことに伴い、合併前の美保関町定住拠点建設基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成15年美保関町条例第4号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、本条例の施行日に、本基金に属するものとされた。

本基金の積立は、基金の設立以降、運用利息のみである。他方、取崩については定住拠点建設の事業費への充当を目的として、平成18年度及び平成20年度を除き、平成28年度までは毎年取崩がなされていた。平成29年度からは取崩は行われていない。

つるべ湾埋立地は、旧美保関町が事業主体となり定住拠点用地（分譲住宅地、町営住宅団地等）の確保を目的に公有水面の埋め立て事業に着手したが、合併により新松江市全体として都市機能整備を進めていく必要があることから定住拠点を一部変更し、第1工区については防災拠点を整備することとなり、北消防署東部分署が整備されている。また、第2工区については、定住拠点用地としての整備を進めたものの、付近に断層があるために定住拠点用地としての利用は困難との判断から、現地調査を経て、令和5年度に

計画が変更される予定とのことである。計画後の事業については令和9年度までに完了する計画とのことであり、同年度までに本基金の残高はゼロになる予定である。

本基金の廃止の具体的な検討はなされてないものの、本基金の目的となる定住拠点建設事業が完了することになれば、おそらく廃止となるとのことである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	35,185,171	40,000	0	35,225,171
H 3 0	35,225,171	48,000	0	35,273,171
R 1	35,273,171	36,000	0	35,309,171
R 2	35,309,171	34,000	0	35,343,171
R 3	35,343,171	31,000	0	35,374,171

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第48章 八雲公共施設整備基金

第1 基金の概要

1 所管部署

資産経営課

2 根拠規定

八雲公共施設整備基金条例（令和3年度に条例廃止）

3 設置年月日

昭和63年3月24日

4 設置目的

八雲地区の公共施設整備の財源に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

なし

2 取崩方針

八雲地区における公共施設の整備のために処分する。

3 基金が充当される事業の概要

もともと合併前の旧八雲村において、庁舎建て替えを目的として基金化されたものであったが、平成17年の合併に伴い、八雲地区の公共施設の整備のための基金となり、八雲地区の公共施設整備の事業資金に充当されてきた。

4 目標額

なし

5 課題・見通し

基金残高が0円となったため、令和3年度に廃止された。今後、八雲地区の公共施設の整備費用は、一般財源や補助金、起債により賄われることになる。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	3,573,690	4,000	1,298,000	2,279,690
H 3 0	2,279,690	4,000	2,192,000	91,690
R 1	91,690	1,000	89,000	3,690
R 2	3,690	1,000	4,690	0
R 3	0	0	0	0

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第49章 玉湯公共施設等整備基金

第1 基金の概要

1 所管部署

S D G s 推進課

2 根拠規定

玉湯公共施設等整備条例

地方財政法

3 設置年月日

平成元年3月25日

4 設置目的

玉湯地区における公共施設の整備に資するため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、条例に定める目的に従い、松江市玉湯地区における公共施設の整備等の費用に充てられている。具体的には、公園の遊具修繕費（平成26年度）、玉湯複合施設の建設費（平成26、27年度）等に充てられているが、直近5か年に本基金を充当した事業はない。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成17年合併に伴い、松江市が旧玉湯町から引き継いだものであり、以後、本基金への積立は運用益のみである。

本基金に将来的な積立の予定はなく、直近5か年に本基金を充当した事業はないが、今後、条例に定める目的に適う事業に充当し、残高がなくなつた時点で廃止される見通しである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	1,709,942	2,000	0	1,711,942
H 3 0	1,711,942	3,000	0	1,714,942
R 1	1,714,942	2,000	0	1,716,942
R 2	1,716,942	2,000	0	1,718,942
R 3	1,718,942	2,000	0	1,720,942

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし。

第50章 玉湯ふるさと創生基金

第1 基金の概要

1 所管部署

S D G s 推進課、観光施設課

2 根拠規定

玉湯ふるさと創生基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成元年3月25日

4 設置目的

玉湯地区の明るい未来を展望し、自ら考え自ら実践する地域づくりを目的とする事業の効率的な推進を図るため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源（ふるさと創生）

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立のほか、松江市が所有する玉造温泉の泉源・配湯設備の使用料収入（配湯先旅館等から徴収するもの）の中から、毎年度約1000万円を本基金に積み立てている。

なお、本基金はふるさと創生事業交付金を原資として造成されたものであるが、現在は一般財源からの積立は予定されていない。また、本基金の積立に係る中長期計画等は定められていない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められておらず、修繕等を要する設備について、優先度に応じて修繕等を実施し、それに要した経費に本基金が充てられている。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、松江市が所有する玉造温泉の泉源・配湯施設等の維持管理事業に充てられている。

具体的には、泉源施設等の維持管理は指定管理者に委託されているが、管理委託契約上、50万円以上の費用を要する修繕等は松江市が修繕義務を負担することとされているため、これに該当する修繕や機器の更新（配湯ポンプや流量計等の更新）に要する費用に本基金が充てられている。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成17年合併に伴い、松江市が旧玉湯町から引き継いだものである。主な積立原資は、泉源・配湯設備の使用料収入であり、その積立金額も上記使用料収入のうち約1000万円とされているため、泉源施設等の修繕の実施は、基金残高との兼ね合いで慎重に決する必要がある。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	23,181,454	12,161,714	11,930,680	23,412,488
H 3 0	23,412,488	11,973,355	6,469,200	28,916,643
R 1	28,916,643	12,181,285	9,518,320	31,579,608
R 2	31,579,608	12,201,660	9,114,935	34,666,333
R 3	34,666,333	11,130,246	4,620,000	41,176,579

(単位：円)

第4 監査の結果

1 中長期的な積立計画の策定【意見】

(1) 現状

本基金の直近5か年の残高は漸増傾向にあるが、本基金を旧玉湯町から引き継いだ平成17年3月31日時点での残高（1億4207万5046円）と比較すると、相当程度の減少が見受けられる。

(2) 規範・規準

将来的に支出が見込まれる経費（定期的な修繕の程度を超える大規模な修繕等に係る経費）については、事前にその時期や額等を予測した上で、計画的な基金への積立を行うことが望ましい。

(3) 意見

いかなる設備についても時の経過により修繕・更新が必要となり、中長期的には、大規模な修繕・更新等を免れない場合もある。

そうである以上、本基金に毎年度約1000万円ずつ積み立てた上、概ねその範囲内で必要な修繕を実施するという短期的な対応にとどまらず、あらかじめ中長期的な修繕計画を策定した上、その計画に対応した具体的な積立計画を策定しておくことが望ましい。

第51章 宍道文化施設等整備基金

第1 基金の概要

1 所管部署

生涯学習課

2 根拠規定

宍道文化施設等整備基金条例

3 設置年月日

昭和58年6月21日

4 設置目的

宍道駅周辺公民館等文化施設の整備事業に要する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

なし。

3 基金が充当される事業の概要

宍道駅周辺公民館等文化施設の整備事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

平成17年3月31日の市町村合併によって宍道町は松江市に合併する

ことになったことから、合併前の宍道町文化施設等整備基金条例（昭和58年宍道町条例第17号）の規定によって設置された基金に属していた現金（これから生じる果実を含む。）は、本基金に属することになった。

宍道駅周辺公民館等文化施設とは、宍道公民館と支所の複合施設にあたる。文化ホールや図書館も併設した複合施設の計画もあったが、公民館と支所のみの複合施設ということになり、平成25年度に設計、平成26年度から平成28年度にかけて建設工事が行われ、平成28年度にオープンした。そのため、平成25年度から平成28年度にかけて複合施設のうち公民館の設計建設の経費にあてるために取崩が行われた。過去5年間においては、平成30年度に整備の一環として公民館に立つ樹木の伐採のために250万円程度の取崩が行われた。公民館の維持管理の経費のための基金の取崩は予定されておらず、一般財源をもって充てられる。約4100万円の基金の残高があるが、旧宍道公民館の建物が残っており、その解体費用に充てられる予定である。もっとも、旧宍道公民館に隣接するスポーツ施設が現在も稼働中であって、旧宍道公民館とスポーツ施設の所在する土地を全体として売却することを検討しているため、スポーツ施設が稼働している現状においては旧宍道公民館を解体することはできないため、解体の時期は未定である。また、解体にかかる費用は本基金の残高では不足することが見込まれる。

本基金は宍道町から松江市が引き継いだ基金であり、解体にかかる経費に活用後に基金の残高がゼロになった場合には、基金を廃止する予定であるとのことである。そのため、本基金の積立は運用利益のみとする方針とのことである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	43,289,914	49,000	0	43,338,914
H 3 0	43,338,914	59,000	2,508,840	40,889,074
R 1	40,889,074	42,000	0	40,931,074
R 2	40,931,074	39,000	0	40,970,074
R 3	40,970,074	36,000	0	41,006,074

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第52章 東出雲地域づくり事業基金

第1 基金の概要

1 所管部署

S D G s 推進課

2 根拠規定

東出雲地域づくり事業基金条例

地方財政法

3 設置年月日

平成23年7月5日

4 設置目的

東出雲地区において、地域の特色を生かし、創意工夫を凝らした独創的、個性的な地域づくり事業に充当するため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源（ふるさと創生）

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金運用益の積立を除き、今後の具体的な積立予定はない。

2 取崩方針

特段の取崩方針は定められていない。

3 基金が充当される事業の概要

本基金は、東出雲地区における地域づくり事業のための経費に充てられるものであるが、平成23年度を最後に処分実績はない。また、過去の処分内容についても、すでに資料が残存しておらず不明である。

4 目標額

なし。

5 課題・見通し

本基金は、平成23年合併に伴い、松江市が旧東出雲町から引き継いだものであり、以後、本基金への積立は基金運用益のみである。

本基金は将来的な積立の予定もなく、基金残高がある限り、今後も条例に定める目的に適う事業に充当していくことになるが、平成23年度以降、相当の長期間にわたり処分のない状態が続いている。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	30,664,216	35,000	0	30,699,216
H 3 0	30,699,216	42,000	0	30,741,216
R 1	30,741,216	32,000	0	30,773,216
R 2	30,773,216	30,000	0	30,803,216
R 3	30,803,216	27,000	0	30,830,216

(単位：円)

第4 監査の結果

1 本基金の使途又は廃止の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、令和3年度末時点において約3000万円もの残高を維持しているが、その一方で、旧東出雲町との合併以後、10年以上もの長期にわたり本基金が活用された実績はない。

(2) 規範・規準

基金は、それを造成した目的（条例に定める目的）に従い、計画的に積立及び処分していくことが望ましい。

（3） 意見

本基金は、「東出雲地区における地域づくり事業のための経費」という幅広い目的での使用を想定しているにもかかわらず、長期にわたり塩漬けの状態が続いている。

拙速な取崩しを推奨するものではないが、今後の積立の予定もない以上、本基金の設置目的に適う事業がある場合には、本基金の使用を積極的に検討していくことが望ましく、仮に適切な使途がないのであれば、基金の廃止も含めた検討をすることが望ましい。

第53章 松江市土地開発基金

第1 基金の概要

1 所管部署

資産経営課

2 根拠規定

松江市土地開発基金条例

3 設置年月日

昭和44年10月15日

4 設置目的

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

一般財源

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

現在、新たに土地を取得する計画がないため、具体的な積立・取崩の方針はない。

2 基金が充当される事業の概要

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得するための財源として運用

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	区分	増加	減少	期末現在高
H 2 9	現金 (円)	118,806,279	482,890,023	849,774,726
	土地 (m ²)	8,901.40	955.63	72,140.47
	建物 (m ²)	0.00	0.00	764.27
H 3 0	現金 (円)	487,782,931	330,570,000	1,006,987,657
	土地 (m ²)	2,784.38	7,996.42	66,928.43
	建物 (m ²)	0.00	0.00	764.27
R 1	現金 (円)	42,870,363	0	1,049,858,020
	土地 (m ²)	0.00	279.86	66,648.57
	建物 (m ²)	0.00	0.00	764.27
R 2	現金 (円)	137,325,853	13,823,237	1,173,360,636
	土地 (m ²)	161.85	2,004.29	64,806.13
	建物 (m ²)	0.00	0.00	764.27
R 3	現金 (円)	287,209,191	0	1,460,569,827
	土地 (m ²)	0.00	2,455.12	62,351.01
	建物 (m ²)	0.00	702.00	62.27

第4 監査の結果

1 現金残高の有効活用の検討【意見】

(1) 現状

松江市土地開発基金に余資がある場合、入札により決定した金融機関への預け入れを行い、預金利息を運用等利息として積み立てている。令和3年度の本基金の現金残高は1,460,569,827円であり、直近5年間も約10億円程度で推移している。

(2) 規範・規準

松江市土地開発基金条例第3条は、「市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。」旨を規定している。

(3) 意見

松江市土地開発基金は、直近5年間は約10億円で推移しており、預金利息は低利率が現状続いていることからすると、単に金融機関への預け入れのみをもって、効率的な運用とは言い難く、他の一括運用の基金と同様の国債などの運用、土地開発公社への貸し付けなどの運用等、より効率的な運用も考えられるので、当該基金の効率的な運用について検討することが望ましい。

2 長期保有財産の有効活用の検討【意見】

(1) 現状

京店周辺整備事業関連用地（平成5年8月6日取得）、史跡松江城周辺整備事業関連用地（平成5年12月6日取得）、観光駐車場用地（平成4年6月18日、平成3年10月1日、平成5年1月28日取得）については、正式な利用計画が定まっていない。また、町道多古沖泊線用地（平成4年12月11日取得）、外来医院用地（平成5年7月26日）については、取得目的の事業は完了しているが、引渡し後の残地部分が基金財産として残存しており、一般会計での買戻しが検討されているが、予算確保が難しく実現していない。

京店周辺整備事業関連用地、史跡松江城周辺整備事業関連用地及び外来医院用地は、事業計画に支障のない範囲で駐車場として貸し付ける等で活用している。直近5年間の貸付収入は、次のとおりである。

年間貸付料（円）

	R 3	R 2	R 1	H 3 0	H 2 9
京店周辺整備事業関連用地	—	8,551	11,630	11,531	5,708
史跡松江城周辺整備事業関連用地	1,882,920	1,501,913	1,942,605	2,321,555	2,391,094
外来医院用地	560	560	560	560	560

（2）規範・規準

松江市土地開発基金条例第3条は、「市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。」旨を規定している。

（3）意見

本基金において長期間保有されている土地については、一部貸付料収入を得るなどして活用がなされているものの、全体的に土地の効率的な活用がなされているとはいえず、町道多古沖泊線用地、外来医院用地などの取得目的事業が完了している土地については、基金で保有する必要性も含め、その有効活用について検討することが望ましい。

3 適宜の評価額の検討【意見】

（1）現状

本基金保有の不動産については、取得金額で管理されており、時価額の評価は行っておらず、時価評価額は把握されていない。

（2）規範・規準

松江市土地開発基金条例第3条は、「市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。」旨を規定している。

また、松江市土地開発基金管理運用規程においては、引渡価格が、引渡時の土地の時価と著しく相違する場合は、必要に応じて特に市長が別に定めた額とすることができます（第14条第2項但書）とされ、国等への譲渡をする場合は、時価を基準として定める（第17条第2項）など、当該不動産が取得額ではなく、時価を基準とした額で処分等がなされる場合があることが想定されている。

（3）意見

本基金の保有する不動産については、長期間保有している土地等もあるので、処分する場合の合理性等を検討する必要性もあり、効率的な運用をするためには、取得額のみならず、時価額も把握しておくことが望ましい。

第54章 松江市育英基金

第1 基金の概要

1 所管部署

教育総務課

2 根拠規定

松江市育英基金条例

松江市ふるさと奨学金貸付条例

松江市ふるさと奨学金貸付条例施行規則

3 設置年月日

昭和44年3月31日

4 設置目的

育英事業の実施に必要な資金に充てるため。

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

一般財源

寄附金（資料がなく、詳細は不明。）現在は、寄附金を財源とする積立はない。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

奨学金の貸付資金として、年度当初に当該年度内に基金が不足しない程度の額を一般会計から繰入・積立。奨学金貸付の際（4月末・9月末）に取崩。

2 基金が充当される事業の概要

松江市ふるさと奨学金。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

【現金】

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	27,897,706	9,171,629	27,372,000	9,697,335
H 3 0	9,697,335	28,508,628	30,228,000	7,977,963
R 1	7,977,963	31,882,420	29,694,000	10,166,383
R 2	10,166,383	29,554,597	27,654,000	12,066,980
R 3	12,066,980	27,108,201	28,608,000	10,567,181

(単位：円)

【債権】

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	112,372,560	27,372,000	11,968,120	127,776,440
H 3 0	127,776,440	30,228,000	13,902,000	144,102,440
R 1	144,102,440	29,694,000	16,139,220	157,657,220
R 2	157,657,220	27,654,000	17,869,520	167,441,700
R 3	167,441,700	28,608,000	18,969,500	177,080,200

(単位：円)

第4 松江市ふるさと奨学金

1 松江市ふるさと奨学金の概要

(1) 受給資格

次の1～5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること

1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大）、専修学校（高等課程・専門課程）に進学予定または既に在学する人
2. 学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人
3. 市外の学校に進学予定（在学中）の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること
市内の学校に進学予定（在学中）の場合、本人が松江市内に居住していること
4. 経済的な理由により修学が困難な人
5. 出身学校長又は在校長が推薦する人
6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人
7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人

(2) 貸与額

高等学校	月額23,000円
高等専門学校	月額24,000円
大学（自宅通学）	月額43,000円
大学（自宅外通学）	月額47,000円
専修学校	月額47,000円

(3) 利子

無利子

(4) 貸与期間

採用年度の4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終

月まで

(5) 貸与方法

年2回に分けて貸与

(6) 返還期間

貸与が終了した月の翌月から数えて13か月を経過した月から、次に定める期間

高等学校・高等専門学校 貸与期間の2倍の期間

大学・専修学校 貸与期間の3倍の期間

(7) 返還方法

年賦・半年賦・月賦均等から選択

(8) 返還免除

奨学生を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除。

ただし、以下の1～4のいずれかに該当する人は免除の対象にならない。

1. ①奨学生として決定を受けた年度において、在学中の学校に進学する前に通っていた学校を卒業後5年以上経過しており、かつ、②奨学生として決定を受ける前年度まで5年以上継続して松江市内に居住していた人

2. 繰上返還を行った人

3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人

4. 返還すべきふるさと奨学生がある場合で、当該ふるさと奨学生を返還していない場合

2 松江市ふるさと奨学金の利用状況

(1) 応募人数

学校種別		大学	短大	専修	高専	高校	合計
H30	応募人数	15	3	32	0	10	60
	採用人数	7	1	11	0	7	26
H31	応募人数	39	3	37	0	19	98
	採用人数	9	0	7	0	2	18
R2	応募人数	28	4	38	1	15	86
	採用人数	2	0	11	1	8	22
R3	応募人数	44	7	41	0	12	104
	採用人数	12	2	3	0	2	19
R4	応募人数	24	7	20	0	9	60
	採用人数	6	1	8	0	5	20

(単位：人)

(2) 貸与者数

種別	継続	新規	合計
H30	38	26	64
H31	42	18	60
R2	35	22	57
R3	38	19	57
R4	34	20	54

(単位：人)

(3) 貸与者内訳

学校種別	大学	短大	専修	高専	高校	合計
H30	19	2	25	2	16	64
H31	26	1	20	2	11	60
R2	20	0	22	1	14	57
R3	26	2	17	1	11	57
R4	23	2	15	1	13	54

(単位：人)

(4) 貸与額

学校種別	大学	短大	専修	高専	高校	合計
H30	10,290	1,128	13,818	576	4,416	30,228
H31	14,520	564	10,998	576	3,036	29,694
R2	11,232	0	12,408	288	3,726	27,654
R3	14,568	1,128	9,588	288	3,036	28,608
R4	12,336	1,080	8,178	288	3,588	25,470

(単位：千円)

(5) 貸付金元金収入

種別	現年	滞納繰越	合計
H29	8,033	1,134	9,167
H30	9,775	989	10,764
H31	9,589	2,710	12,299
R2	10,502	2,909	13,411
R3	11,167	2,238	13,405

(単位：千円)

第5 監査の結果

該当事項なし

第55章 松江市国民健康保険財政調整基金

第1 基金の概要

1 所管部署

保険年金課

2 根拠規定

松江市国民健康保険財政調整基金条例

3 設置年月日

平成9年3月31日

4 設置目的

松江市国民健康保険事業財政の健全な運営に資するため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

保険料・国・県・市

第2 基金の方針等

1 積立方針

基金の運用から生じる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に積み立てる。元本積立は、財政状況をみながら隨時検討する。

2 取崩方針

国の通知に沿って、毎年度における保険料負担の平準化に活用するとともに、市としては将来的な医療費の増嵩及び保険料の増額を招かないよう、市民の健康増進を図るため、保健事業にも活用する。また、引き続き医療費の増嵩や不測の事態に備え、県交付金の精算による返還金や保険料や公費の収入減の補填等に充てる。令和2年度からは人間ドック補助事業の補助

額を増額しており、その増額分について基金を充てている。

3 基金が充当される事業の概要

国民健康保険事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

合併前の松江市において平成9年3月31日に松江市国民健康保険財政調整基金条例(平成9年松江市条例第15号)に基づいて基金が設置されていたが、市町村合併に伴い、平成17年3月31日に、合併した市町村分の基金について本条例の規定により設置される基金に属するものとなった。

過去5年間の基金残高の推移をみると、平成30年度に8億9000万円の積立がされている。これは、平成30年度の国保都道府県化による制度変更に対応したことが理由とのことである。都道府県化前までは、医療費について松江市が直接支払いながら財政運営をする制度であったため、医療費の急激な増嵩(事業費納付金の増額)や災害等による予期せぬ支出増や収入減に対応するために繰越金にも余剰を持たせていた。都道府県化により、当年度については市町村の医療費は県からの交付金で賄われ当年度の財源不足の懸念は減少したため、繰越金を整理して基金に積み立てたものとのことである。また、令和元年度には都道府県化による保険料の平準化のための不足財源のために取崩が行われており、令和2年度からは人間ドック事業の補助増額分について取崩が行われている。人間ドック事業の取崩額については年度及び総額について制限は設けられていない。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	916,533,951	1,020,000	0	917,553,951
H 3 0	917,553,951	890,601,000	0	1,808,154,951
R 1	1,808,154,951	1,833,000	194,671,000	1,615,316,951
R 2	1,615,316,951	1,537,000	40,069,640	1,576,784,311
R 3	1,576,784,311	1,375,000	51,501,600	1,526,657,711

(単位：円)

第4 監査の結果

1 最低積立額に関する指針等の定め【意見】

(1) 現状

前記のとおり、平成30年度に8億9000万円の積立がなされており、本基金が枯渇するおそれはない。もっとも、平成30年度の積立によって基金残高は増加しているが、繰越金を整理して基金に積み立てたことによるものであって、財政基盤が強化されたものではない。

国からは基金残高に関する基準・指標等はない。また、松江市においても基金残高に関して積立目標額の定めはなく、基金残高に関する基準・指標等はない。

令和2年度からは人間ドック事業の補助増額分について取崩が行われている。人間ドック事業の取崩額については年度及び総額について制限は設けられていない。

(2) 規範・規準

本基金は、「松江市国民健康保険事業財政の健全な運営に資する」(本条例第1条) ことを設置目的とし、「国民健康保険事業の財政運用について必要な場

合に限り」(本条例第6条), 処分することができるとされている財政調整基金である。

財政調整基金は, 年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金であり, 基本的には財政に余裕がある年度に積み立てておき, 災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するものである。とすれば, 事業の健全な運営のために安定かつ十分な基金残高を確保する必要があり, 基金の最低積立額に関する指針等を定めておくことが望ましい。

(3) 意見

本基金は, 松江市国民健康保険事業の財政運営において財源不足が生じた年度に活用することが想定されている。とすれば, 事業の健全な運営のために, 安定かつ十分な基金残高を確保する必要がある。もっとも, 基金残高が安定かつ十分なものかどうか評価するためには客観的な指標等があることが望ましい。また, 令和2年度から人間ドック事業の補助増額分について取崩が行われており, 過度の取崩のおそれもある。

そのため, 本基金の最低積立額に関する指標等を定めておくことが望ましい。

第56章 宮道国民健康保険診療施設事業基金

第1 基金の概要

1 所管部署

保険年金課

2 根拠規定

宮道国民健康保険診療施設事業基金条例

3 設置年月日

平成16年9月23日

4 設置目的

診療施設事業を健全に運営する経費に充てるため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

平成18年度以降は、特別会計の繰越金と利息が原資。それ以前について
は、文書不存在で確認できない。

第2 基金の方針等

1 積立方針

運用利息のみ積立。

2 取崩方針

診療施設の健全な運営及び修繕費用のため取崩。

3 基金が充当される事業の概要

診療施設事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

合併前の宍道町国民健康保険診療施設事業基金条例（平成16年宍道町条例第18号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）は、本条例の施行日において、本基金に属するものとされた。松江市における国民健康保険診療施設は来待診療所のみであり、来待診療所は診療所施設と医師住宅とからなる。

来待診療所の診療施設事業とは、診療所の設置事業の他、模範的な診療の円滑な推進、公衆衛生の向上増進などがある。

本基金の積立は運用利息のみであり、取崩は診療施設の健全な運営及び修繕費用への充当として行われている。直近の令和3年度においては、救急外来出入口庇設置工事、救急外来出入口付近改修工事、LED取替修繕費用及び貯水槽配管修繕費として合計106万960円が取崩されている。平成29年度に1380万円程度の取崩が行われているが、診療所の空調設備の更新等のために取崩が行われたとのことである。

診療施設の修繕計画などはなく、今後数年間は老朽化に伴う小規模な修繕を行っていくことになるが、いずれ大規模な修繕の必要もあるとのことである。令和3年度末の本基金の残高は4400万円程度あり、今後数年間は大規模な修繕の予定はない。しかし、平成29年度の空調設備の更新等でも1000万円以上の取崩がなされており、また、毎年小規模な修繕は予定され、いずれは大規模な修繕も必要であって、所管課としてもいずれかのタイミングで積立を行う必要があると考えているとのことである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	60,692,980	68,000	13,781,880	46,979,100
H 3 0	46,979,100	64,000	0	47,043,100
R 1	47,043,100	48,000	0	47,091,100
R 2	47,091,100	45,000	1,676,620	45,459,480
R 3	45,459,480	40,000	1,060,960	44,438,520

(単位：円)

第4 監査の結果

1 診療施設の修繕計画及び基金の積立計画を策定【意見】

(1) 現状

前記のとおり、診療施設の修繕計画はなく、今後数年間は老朽化に伴う小規模な修繕を行っていくことになるが、いずれ大規模な修繕の必要もある。令和3年度末の本基金の残高は4400万円程度あり、直ちに本基金が枯渇するおそれがあるものではない。もっとも、大規模な修繕のためには、基金の積立が必要となる。

(2) 規範・規準

地方自治法第208条第2項は、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないと規定し、同法第220条第3項本文は、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができないと規定する。これらの規定は、会計年度独立の原則を規定するものであって、基金の設置はその例外である。とすれば、基金を設置する場合、その目的となる事業は基金により実施する必要のある事業であることが前提であって、その事業の安定的かつ継続的な遂行のために、計画的な積立を行う

ことが望ましい。

(3) 意見

診療施設には大規模な修繕の必要があるため、診療施設事業の安定的かつ継続的な遂行のためにも、診療施設の修繕計画を策定のうえ、それに沿った積立計画を策定して、計画的な積立を行うことが望ましい。

第57章 松江市介護保険事業財政調整基金

第1 基金の概要

1 所管部署

介護保険課

2 根拠規定

松江市介護保険事業財政調整基金条例

3 設置年月日

平成14年3月14日

4 設置目的

松江市介護保険事業財政の健全な運営に資するため

5 基金の種別

特定の目的のために資金を積立てるための基金

6 財源

国交付金

第2 基金の方針等

1 積立方針

介護保険法に基づき3年に1回介護保険事業計画を策定し、そのタイミングで介護保険料を決める。介護保険給付金が見込みを下回る場合、剰余金を積立てる。

2 取崩方針

介護保険給付金が見込みを上回る場合、基金の取崩を行う。

3 基金が充当される事業の概要

松江市介護保険事業

4 目標額

なし

5 課題・見通し

介護保険法に基づき3年に1回介護保険事業計画を策定し、その期間内での介護サービスの見込み量を勘案し、計画策定のタイミングで介護保険料を決めている。介護保険料は増加傾向にあるため、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生じることが予定されている。積立取崩方針としては上記のとおりであるが、担当課としては、初年度は積立、2年度は積立も取崩もせず、3年度に取崩を行うような運用が理想的と考えている。

基金の取崩は、保険料収入が確定する前に決める必要があるため、余裕を持って取り崩す運用となっていることであり、実際には充当せず、翌年度に繰り越して積み立てている。そのため、基金の処分額の変動は大きくなりがちとのことである。

令和3年度の処分額はゼロとなっているが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って介護保険サービスの利用が伸びず、決算前でも取り崩しの必要がないことが明らかだったことが理由となっているとのことである。

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	596,501,757	34,683,000	349,905,000	281,279,757
H 3 0	281,279,757	261,142,000	213,073,000	329,348,757
R 1	329,348,757	341,530,000	11,429,000	659,449,757
R 2	659,449,757	156,005,000	144,174,000	671,280,757
R 3	671,280,757	279,505,000	0	950,785,757

(単位：円)

第4 監査の結果

1 最低積立額に関する指針等の定め【意見】

(1) 現状

令和3年度末の基金残高は9億5000万円であって、直ちに基金が枯渇するおそれはない。

国からは基金残高に関する基準・指標等はない。また、松江市においても基金残高に関して積立目標額の定めはなく、基金残高に関する基準・指標等はない。

(2) 規範・規準

本基金は、「松江市介護保険事業財政の健全な運営に資する」(本条例第1条)ことを設置目的とし、「介護保険事業に係る保険給付金、地域支援事業費又は保健福祉事業費の財源に充てる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123条)第9条に規定する第1号被保険者をいう。)の保険料に不足が生じた場合に限り」(本条例第6条),処分することができるとされている財政調整基金である。

財政調整基金は、年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金であり、基本的には財政に余裕がある年度に積み立てておき、災害など必要やむを得ない理由で財源不足が生じた年度に活用するものである。とすれば、事業の健全な運営のために安定かつ十分な基金残高を確保する必要があり、基金の最低積立額に関する指針等を定めておくことが望ましい。

(3) 意見

本基金の残高からすれば直ちに基金が枯渇するという事態は想定できない。また、介護保険法の規定に従って3年に1回の計画策定のタイミングで、介護サービスの見込み量を勘案して介護保険料を定め、事業の安定的かつ継続的運営が図られている。もっとも、本基金は財政調整基金であって、事業の健全な運営のために安定かつ十分な基金残高を確保する必要があり、安定かつ十

分な基金残高かどうか検討のためにも客観的な指標等があることが望まれる。
そのため、基金の最低積立額に関する指標等を定めておくことが望ましい。

第58章 鹿島佐太財産区基金

第1 基金の概要

1 所管部署

資産経営課

2 根拠規定

鹿島佐太財産区基金条例

3 設置年月日

昭和57年3月24日

4 設置目的

地区内の産業開発・福祉の向上のため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

財産区収入。具体的には、財産区所有地の貸付けによる賃料収入等。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立・取崩について、特段の計画はなく、中長期的な計画もない。

財産区の費用よりも収入が多い場合は積立てを行い、収入よりも費用が多い場合は基金を取り崩している。

2 基金が充当される事業の概要

財産区の財産の維持管理の費用を支出している。具体的には、財産区所有の山林の伐採や除草作業の費用等。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	16,289,373	19,000	534,244	15,774,129
H 3 0	15,774,129	22,000	561,080	15,235,049
R 1	15,235,049	16,000	548,880	14,702,169
R 2	14,702,169	14,000	559,760	14,156,409
R 3	14,156,409	13,000	541,460	13,627,949

(単位：円)

第4 監査の結果

1 長期的な計画の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、財産区の財産管理のための基金である。財産区の当年度の収入が支出よりも多い場合は基金への積立を行い、少ない場合は基金からの取崩しを行っている。

直近5年間では、毎年1万円から2万円前後の積立がなされ、55万円前後の取崩しが行われている。

(2) 規範・規準

本基金は、直近5年間で、毎年約50万円減少しており、令和3年度の残高が1360万円であるので、約30年程度で基金が枯渇することが予測される。

財産区の永続的・安定的な運営のためには、本基金の長期的な見通し及び対策が必要であると思われる。

(3) 意見

本基金は、長期的には基金が枯渇することを予測されるので、これに対応するための長期的な計画を検討することが望ましい。

第59章 鹿島恵曇財産区基金

第1 基金の概要

1 所管部署

資産経営課

2 根拠規定

鹿島恵曇財産区基金条例

3 設置年月日

昭和57年12月23日

4 設置目的

地区内の産業開発・福祉の向上のため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

財産区収入。具体的には、財産区所有地の貸付けによる賃料収入等。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立・取崩について、特段の計画はなく、中長期的な計画もない。

財産区の費用よりも収入が多い場合は積立てを行い、収入よりも費用が多い場合は基金を取り崩している。

2 基金が充当される事業の概要

財産区の財産の維持管理の費用を支出している。具体的には、財産区所有の山林の伐採や除草作業の費用等。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	33,160,082	37,000	0	33,197,082
H 3 0	33,197,082	178,411	0	33,375,493
R 1	33,375,493	98,291	0	33,473,784
R 2	33,473,784	91,647	0	33,565,431
R 3	33,565,431	33,211	0	33,598,642

(単位：円)

第4 監査の結果

該当事項なし

第60章 鹿島講武財産区基金

第1 基金の概要

1 所管部署

資産経営課

2 根拠規定

鹿島講武財産区基金条例

3 設置年月日

昭和61年9月16日

4 設置目的

地区内の産業開発・福祉の向上のため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

財産区収入。具体的には、財産区所有地の貸付けによる賃料収入等。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立・取崩について、特段の計画はなく、中長期的な計画もない。

財産区の費用よりも収入が多い場合は積立てを行い、収入よりも費用が多い場合は基金を取り崩している。

2 基金が充当される事業の概要

財産区の財産の維持管理の費用を支出している。具体的には、財産区所有の山林の伐採や除草作業の費用等。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	14,249,225	16,000	77,215	14,188,010
H 3 0	14,188,010	20,000	350,988	13,857,022
R 1	13,857,022	15,000	89,415	13,782,607
R 2	13,782,607	14,000	290,215	13,506,392
R 3	13,506,392	12,000	71,115	13,447,277

(単位：円)

第4 監査の結果

1 長期的な計画の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、財産区の財産管理のための基金である。財産区の当年度の収入が支出よりも多い場合は基金への積立を行い、少ない場合は基金からの取崩しを行っている。

直近5年間では、毎年1万円から2万円前後の積立がなされ、7万円から30万円（平均約16万円）前後の取崩しが行われている。

(2) 規範・規準

本基金は、直近5年間で、毎年約6万円から30万円（平均約16万円）減少しており、令和3年度の残高が1344万円であるので、80年以上は基金が枯渇する恐れはないとも考えられる。

しかし、取崩額にはばらつきがあり、今後も同様の取崩額となるかは不明である。

財産区の永続的・安定的な運営のためには、本基金の長期的な見通し及び対策が必要であると思われる。

(3) 意見

本基金は、当面の間基金枯渇の恐れがあるわけではないが、永続的・安定的な運営のため、今後必要な経費を検討するなど、長期的な計画を検討することが望ましい。

第61章 鹿島御津財産区基金

第1 基金の概要

1 所管部署

資産経営課

2 根拠規定

鹿島御津財産区基金条例

3 設置年月日

昭和62年6月29日

4 設置目的

地区内の産業開発・福祉の向上のため。

5 基金の種別

財産を維持することと資金を積立てることを合せた基金

6 財源

財産区収入。具体的には、財産区所有地の貸付けによる賃料収入等。

第2 基金の方針等

1 積立・取崩方針

積立・取崩について、特段の計画はなく、中長期的な計画もない。

財産区の費用よりも収入が多い場合は積立てを行い、収入よりも費用が多い場合は基金を取り崩している。

2 基金が充当される事業の概要

財産区の財産の維持管理の費用を支出している。具体的には、財産区所有の山林の伐採や除草作業の費用等。

3 目標額

なし

4 課題・見通し

なし

第3 基金残高の推移

	前期繰越	増加	減少	残高
H 2 9	11,002,751	13,000	77,104	10,938,647
H 3 0	10,938,647	15,000	83,366	10,870,281
R 1	10,870,281	12,000	83,420	10,798,861
R 2	10,798,861	11,000	72,210	10,737,651
R 3	10,737,651	10,000	78,310	10,669,341

(単位：円)

第4 監査の結果

1 長期的な計画の検討【意見】

(1) 現状

本基金は、財産区の財産管理のための基金である。財産区の当年度の収入が支出よりも多い場合は基金への積立を行い、少ない場合は基金からの取崩しを行っている。

直近5年間では、毎年1万円程度の積立がなされ、7万円から8万円前後の取崩しが行われている。

(2) 規範・規準

本基金は、直近5年間で、毎年約6万円程度減少しており、令和3年度の残高が1066万円であるので、相当長期間は基金が枯渇する恐れはないとも考えられる。

しかし、今後も同様の支出となるかは不明である。

財産区の永続的・安定的な運営のためには、本基金の長期的な見通し及び対

策が必要であると思われる。

(3) 意見

本基金は、当面の間基金枯渇の恐れがあるわけではないが、永続的・安定的な運営のため、今後必要な経費を検討するなど、長期的な計画を検討することが望ましい。

III 総括

松江市では、令和3年度末における基金数が62基金あり、その残高総額は18,190,430,441円に及ぶ。近年の新型コロナウイルス感染症対策等のために令和2年度には財政調整基金の多額の取崩しを行っており、今後も、災害や突発的な財源不足に備えるため、財政調整基金・減債基金の確保が必要とされており、また、ふるさと納税も増加する中でその受け皿となる基金も増加するものと思われ、基金の必要性が高まっていると考えられる。一方で、本監査対象の基金の中には、すでに残高が0円になったものや長期間にわたり積立・取崩が行われていないものも多く存在した。このような基金を管理することの事務負担等も考えると、基金の統廃合について議論をする必要性があるものと考えられる。基金数が増加する一つの要因として、寄附を受け入れる際の寄附者の意向による拘束があるよう思われる。寄附を受け入れる際の基金の造成についても議論する必要があるものと考えられる。本監査が、かかる議論の一助になれば、幸いである。

監査の対象となった各所管課の職員の方々に対しては、大変多忙な日々の業務の中、回答に時間を割いていただいたことに感謝し、また、ヒアリングの日程調整や書類提出の調整等に尽力いただいた組織戦略課の職員の方々にも、感謝を申し上げ、本監査報告を終える。

指摘及び意見一覧表

第1 はじめに

本監査における指摘及び意見の一覧は、「第2 一覧表」記載のとおりである。

本監査における「指摘」と「意見」、「提言」の定義、及び、それぞれの個数は、次のとおりである。

指摘	地方自治法第252条の37第5項に定められている「監査の結果に関する報告」であり、法令又は規則等に照らして改善を要する必要があると判断したもの。	10
意見	地方自治法第252条の38第2項に定められている「監査の結果に添えて提出する意見」であり、将来のために改善・改良していくことが望ましいと判断したものの。	33

第2 一覧表

番号	指摘／意見	内 容
第1章 基金の管理及び運用状況		
1	意見	・出納室の体制強化 基金の一括運用を行う出納室の人数や専門的知見を有する職員の配置など、体制を強化することが望ましい。
2	意見	・運用の検討 より高い利率の見込める金融機関への預託を検討することが望ましい。
第2章 松江市財政調整基金		

3	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・区分した管理の必要性の検討 <p>地方財政法により処分制限を受ける範囲と受けない範囲を区分して積立・管理することの必要性について検討することが望ましい。</p>
第3章 松江市減債基金		
第4章 松江市庁舎建設基金		
4	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の計画的積立 <p>市庁舎建設事業の安定的かつ継続的な遂行のためにも、本基金の設置された時から積立目標を定め、計画的な積立を行うことが望ましい。</p>
5	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基金設置目的との整合性の検討 <p>本基金条例の目的と整合しない可能性もあるため、目的との整合性について検討することが望ましい。</p>
第5章 松江市廃棄物処理施設整備基金		
第6章 松江市文化振興基金		
6	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・積立計画の策定 <p>本基金の積立計画を策定することが望ましい。</p>
第7章 松江市地域活性化基金		
第8章 松江市公用施設維持基金		
7	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の検討 <p>基金の廃止について検討すべきである。</p>
第9章 松江市福祉事業推進基金		
8	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・有効活用の検討 <p>本基金を基金として保持することの必要性を検討の上、運用収益を充當している事業等に本基金を活用することを検討することが望ましい。</p>

第10章 松江市ふれあい福祉基金		
第11章 松江市農業振興事業基金		
9	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な運営経費の原資の検討 <p>安定的な協会運営を行うためにも、その原資の確保のあり方については、早期に検討しておくことが望ましい。</p>
第12章 松江市スポーツ振興基金		
10	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・処分方針と積立目標額の再設定 <p>基金の有意な積立を行うためにも、予め本基金の処分方針を定めた上で、その方針に対応できる積立目標額を再度検討することが望ましい。</p>
11	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な処分計画の策定 <p>本基金の処分方針を定めた上、積立と処分とを適正なバランスで行うことが可能となるような具体的な処分計画を、予め策定しておくことが望ましい。</p>
12	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の必要性の再検討 <p>スポーツの振興に要する経費を賄うために、本基金を維持することの必要性を、改めて検討することが望ましい。</p>
第13章 松江市防災調整池維持基金		
13	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な原資の確保及び積立計画の策定 <p>中長期的な原資の確保の方策を検討し、具体的な積立計画を策定しておくことが望ましい。</p>
14	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池の移管基準の再検討 <p>本基金の積立原資の確保の観点を踏まえ、上記の移管基準が、策定から30年が経過した現在において</p>

		もなお適正・妥当といえるか否か、改めて検討を加えることが望ましい。
第14章 松江市職員退職積立基金		
15	指摘	・廃止の検討 基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。
第15章 ふるさと松江だんだん基金		
16	意見	・寄附者の意向に沿った事業への積極的な基金の活用 寄附者の意向に沿う事業が存在する限り、なるべく積極的に本基金を充当していくことが望ましい。
第16章 松江歴史館維持補修基金		
17	意見	・廃止の検討 一般財源から積立てる等の方法により本基金をそのまま利用できるのか検討のうえ、本基金をそのまま利用できないのであれば、電源立地地域対策交付金を原資とする本基金については、令和7年度以降に廃止することを検討することが望ましい。
第17章 明々庵及び赤山茶道会館維持管理基金		
18	意見	・積立計画の策定 安定的かつ継続的な遂行のため、財源を確保し、本基金の積立計画を策定することが望ましい。
第18章 松江市地域振興基金		
第19章 松江市環境創造・子ども未来基金		
19	意見	・基金の必要性に応じた廃止の検討 本基金の設置目的となる事業の必要性について検討

		し、必要性があるのであれば売電収益以外にも財源を広げることを検討することが望ましく、必要性がないのであれば、本基金を廃止することも検討することが望ましい。
第20章 松江市防災行政無線維持補修基金		
第21章 松江市歴史まちづくり基金		
第22章 松江の林業振興と豊かな森づくり基金		
第23章 鹿島地域振興基金		
第24章 恵曇漁業開発基金（鹿島開発基金）		
20	指摘	・廃止の検討 基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。
第25章 片句開発基金（鹿島開発基金）		
第26章 御津開発基金（鹿島開発基金）		
21	指摘	・廃止の検討 基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。
第27章 片句漁業開発基金（鹿島開発基金）		
22	指摘	・廃止の検討 基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。
第28章 御津漁業開発基金（鹿島開発基金）		
23	指摘	・廃止の検討 基金条例の一部改正等の方法により本基金を廃止することも検討すべきである。
第29章 鹿島公共用施設維持基金		

第30章 鹿島農業支援施設維持補修基金		
第31章 鹿島温泉施設維持運営基金		
24	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の検討 <p>基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。</p>
第32章 鹿島公用施設維持補修基金		
第33章 鹿島・島根栽培漁業振興センター維持補修基金		
第34章 鹿島・島根栽培漁業振興施設整備運営事業種苗放流等推進基金		
第35章 鹿島・島根栽培漁業振興センター施設管理運営基金		
25	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営計画の策定と積立目標額の設定 <p>管理運営計画を策定し、対応可能な積立目標額を設定しておくことが望ましく、一般財源からの積立を行うことの適否についても、併せて検討することが望ましい。</p>
第36章 鹿島公用施設維持修繕基金		
第37章 松江市鹿島マリーナ施設維持修繕基金		
26	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持修繕等の計画及び積立計画の策定 <p>事業の安定的かつ継続的な遂行のため、大規模修繕を含めた修繕及び維持管理の計画を策定のうえ、本基金の積立計画を策定することが望ましい。</p>
第38章 島根教育振興基金		
27	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の必要性の再検討 <p>本基金の必要性について検討した上で、必要性がある場合には本基金の活用策を検討し、必要性がない場合には廃止を検討することが望ましい。</p>
第39章 島根公用施設維持基金		

第40章 島根発電用施設周辺地域振興基金		
28	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の検討 <p>電源立地地域対策交付金を財源とする他の基金と同様に、基金の廃止を検討すべきである。</p>
第41章 島根電源地域振興整備基金		
29	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な計画の検討 <p>基金の効率的・安定的運用や有効的・効果的な活用の観点から、本基金の中長期的な計画の立案や基金の将来のあり方について検討することが望ましい。</p>
第42章 島根人材育成基金		
30	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・有効活用策又は廃止の検討 <p>本基金の使用を積極的に検討していくことが望ましく、仮に適切な使途がないのであれば、基金の廃止も含めた検討をすることが望ましい。</p>
第43章 島根総合サイン整備基金		
31	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の検討 <p>基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。</p>
第44章 多古鼻公園施設維持運営基金		
32	指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の検討 <p>基金が存続することによる事務負担も考慮すると、廃止することを検討すべきである。</p>
第45章 チェリーロードさくら公園維持管理基金		
第46章 美保関ふるさとづくり基金		
第47章 美保関定住拠点建設基金		
第48章 八雲公共施設整備基金		

第49章 玉湯公共施設等整備基金		
第50章 玉湯ふるさと創生基金		
33	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な積立計画の策定 <p>あらかじめ中長期的な修繕計画を策定した上、その計画に対応した具体的な積立計画を策定しておくことが望ましい。</p>
第51章 宍道文化施設等整備基金		
第52章 東出雲地域づくり事業基金		
34	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本基金の使途又は廃止の検討 <p>本基金の使用を積極的に検討していくことが望ましく、仮に適切な使途がないのであれば、基金の廃止も含めた検討をすることが望ましい。</p>
第53章 松江市土地開発基金		
35	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現金残高の有効活用の検討 <p>基金の効率的な運用について検討することが望ましい。</p>
36	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・長期保有財産の有効活用の検討 <p>本基金において長期間保有されている土地については、有効活用について検討することが望ましい。</p>
37	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜の評価額の検討 <p>本基金の保有する不動産については、効率的な運用をするため、取得額のみならず、時価額も把握しておくことが望ましい。</p>
第54章 松江市育英基金		
第55章 松江市国民健康保険財政調整基金		
38	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・最低積立額に関する指針等の定め

		本基金の最低積立額に関する指標等を定めておくことが望ましい。
第56章 宍道国民健康保険診療施設事業基金		
39	意見	・診療施設の修繕計画及び基金の積立計画を策定 診療施設の修繕計画を策定のうえ、それに沿った積立計画を策定して、計画的な積立を行うことが望ましい。
第57章 松江市介護保険事業財政調整基金		
40	意見	・最低積立額に関する指針等の定め 基金の最低積立額に関する指標等を定めておくことが望ましい。
第58章 鹿島佐太財産区基金		
41	意見	・長期的な計画の検討 本基金は、長期的には基金が枯渇することを予測されるので、これに対応するための長期的な計画を検討することが望ましい。
第59章 鹿島恵曇財産区基金		
第60章 鹿島講武財産区基金		
42	意見	・長期的な計画の検討 永続的・安定的な運営のため、今後必要な経費を検討するなど、長期的な計画を検討することが望ましい。
第61章 鹿島御津財産区基金		
43	意見	・長期的な計画の検討 永続的・安定的な運営のため、今後必要な経費を検討するなど、長期的な計画を検討することが望ましい。